

平成26年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成26年9月11日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成26年9月11日(木) 午前8時58分
散 会 日 時	平成26年9月11日(木) 午後3時38分
委 員 長	谷口 達郎
委員会出席 委 員	
委 員 長	谷口 達郎
副 委 員 長	橋本 稔
委 員	阿部 慎也 田中 克美 秋谷 修 加藤 孝
委員会欠席 委 員	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 7 8 号	鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 9 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 8 0 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 8 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 3 号	平成 2 6 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 5 号	平成 2 5 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 7 号	平成 2 5 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 9 号	平成 2 5 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 9 0 号	平成 2 5 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 9 2 号	平成 2 5 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 9 3 号	平成 2 5 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

(都市整備部)

都市整備部長	藤	間	高	志
都市整備部副部長	新	井		浩
都市整備部副部長	武	藤	幸	二
都市計画課長	中	井		誠
建築課長	白	井	邦	昌
市街地整備課長	島	田	友	光
市街地整備課副参事	神	田	英	昭

(建設部)

建設部長	長	島	祥	一
建設部副部長	小	谷	野	幹
道路課長	田	沼	文	男
工事課長	原	口		正
下水道課長	金	井	利	明
水道課長	小	峰	栄	一
吹上支所副支所長	鵜	飼	能	志
川里支所副支所長	馬	橋	陽	一

書記	森	田	慎	三
書記	中	根	規	子

(開議 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) 昨日に引き続き、議案第 85 号の質疑を続けたいと思います。

(橋本) おはようございます。何点かでは質問させていただきます。  
まず、21ページの市営住宅の関係をもう一度お話しさせていただきたいのですけれども、部長が県内で15位ですか、市営住宅の充当率。これって戸数ですか、人口比なのでしょう。市営住宅の15位と言っていましたよね。これは戸数……

(はいの声あり)

(橋本) 戸数で、人口比ではどのぐらいなのですか。1人当たりでは。

(建築課長) 約0.3%になります。

(橋本) それは、戸数は15位だと思うのですけれども、人口も鴻巣は県内でもそのくらいだと思うのですけれども、それは多いほうなのでしょう。1人当たりに対して。割合は。

(都市整備部長) 鴻巣市には市営住宅が352戸ありまして、またさらには県営住宅というのが432戸あります。全体といたしますと784戸というようなことで、ちょっと県内の同等のクラスから見ますと、多いほうだというふうには感じております。

(橋本) わかりました。

では、未済額の件でもう一度お伺いしますけれども、42カ月ぐらい滞納しているというのは、他市と比べてどうなのですか。他市はどのように回収しているのか、そういうのは調べたことがあるのでしょうか。

(建築課長) 訴訟の関係につきまして、滞納者等明け渡しの訴訟、25年度につきましては埼玉県で8件、熊谷市で2件、本庄市で1件、北本、桶川、東松山、深谷ではそういった事例はないということで、平成24年以前につきましては本庄市で2件、加須市で1件、羽生市で1件、鴻巣市でも平成5年度に訴訟という事例もございましたので、1件ということで、そういった対応を図っております。

以上でございます。

(橋本) それは、訴訟を起こして、結局市側が勝つのだと思うのですけれども、立ち退きとか、最終的にはどういう処理になったのでしょうか。

(建築課長) 退去していただくような形になります。

以上です。

(橋本) それは、スムーズにというか、もめごともなく、そういうのも市のほうでやるわけですか。裁判所が動くとか、そういうことはないということなのでしょう。

(建築課長) 公営住宅法に基づきますと、明け渡し請求に伴って強制手段がございませんので、民事上の手続によりまして裁判所に訴えを提起しまして、その後民事執行法に基づく強制執行という形になります。以上でございます。

(橋本) わかりました。

次、37ページの住宅貸付金の件なのですけれども、これきのう何人かの方がお話ししておりましたけれども、これを貸し付けるときって連帯保証人というのはつけないのでしょうか、基本的に。

(建築課長) この制度につきましては、同和対策事業の一環で住宅の新築資金等貸付条例に基づき貸し付けを行ったものでございまして、もう廃止になりましたが、その当時の資料を確認しますと、保証人等の記載はございません。必要だという基準には……失礼いたしました。貸付対象者に伴って元利金の償還が確実であり、かつ元利金の償還について確実な保証人のある者であることという記載がございます。失礼いたしました。

以上でございます。

(橋本) その方に払ってもらうようには依頼はしたのでしょうか。

(何事か声あり)

(橋本) それは、市営住宅ですよね。貸付金のほうです。

(建築課長) 滞納されている方につきましては、当初お父様が貸し付けを受けておりました、それを受け継いだような形で今現在お住まいの方が対象ということで対応していただいているところでございます。

(橋本) お父様のとき借りたかもしれないのですけれども、本人が払えない場合は保証人のほうに行くわけですよね、特に連帯保証人は厳しく。そういうところにも請求をしたのかということでお伺いしたのですけれ

ども。

（建築課長）申しわけございません。その件につきましては、ちょっと確認をとっておりません。ちょっと調べまして、報告させていただきます。

（橋本）お願いします。

あと、歳出のほうで209ページの道路台帳整備事業ですか、これはもう市内全部整備は終わったのでしょうか、ちょっとそれだけお伺いしたいなと思ったのですけれども。

（道路課長）道路台帳整備につきましては、市内全域の20%弱の道路のシステム化が終わっております。川里地域につきましては、住宅の集落のある耕地以外の部分につきましては国土調査というものが終わっております。鴻巣市内におきましてはシステム整備ということで、エリア査定と言っているのですけれども、道路の境界の確定をしているところ、そういったものを含めると、全体では20%弱ということになっております。

以上です。

（橋本）そうすると、これでやっぱり修正委託料に2,000万とか、これはこれからもずっと続けていくということなののでしょうか。

（道路課長）道路台帳修正業務委託と申しますのは、道路整備に伴います道路改良であるとか、用地買収に伴いますことであるとか、あるいは開発行為に伴います市への道路の帰属等、道路、毎年毎年随時変わっておりますので、それをずっと継続的に台帳の補正ということで行っていくものでございます。

（橋本）わかりました。

それでは次、225ページ、荒川左岸通線ですか、これ28年度に完成ということなののですけれども、それに附属して接続する道路、フェルトの横の壁際の道とか、かなり狭い道があるのですけれども、それは28年度に荒川左岸が分家通りまで完成した場合、そこも同じように整備をされるのでしょうか。

（道路課長）これにつきましては、荒川左岸の今事業認可280メートルの

最終地点がいわゆる分家通りというところになっておりまして、この進捗につきましては同時で、並行でできればいいのですけれども、大分住宅等混在しておりまして、権利者多うございます。そういった中では、少し年度につきましてはずれ込むということになって、市のほうも最大限努力していきたいのですけれども、権利者との交渉の中で進めていくということになっております。

以上でございます。

（橋本）わかりました。

ちょっと戻るのですけれども、223ページ、きのうもちょっと見に行きました北鴻巣駅の西口の屋根とトイレというのは、1つ聞き忘れたのですが、いつ完成するのか。

（都市計画課長）本年度詳細設計を実施いたしますので、来年度に工事を予定しております。

（橋本）来年度中にできるということだ。

（都市計画課長）そのとおりです。

（橋本）あと、ちょっと気になったところなのですけれども、同じ223ページの駅施設等維持管理事業、3駅の光熱水道費ということだったのですけれども、電話料とここに14万1,000円と書いてあったのですけれども、この電話料ってこんなにかかるのかなというのと、独自でこの部分で電話料って発生しているのかどうか、ちょっとそれだけお伺いしようかなと思います。

（都市計画課長）これは、エレベーターの緊急通報用の電話回線の料金。

（橋本）あと、227ページ、公園維持管理事業というのが、そこでいいのかわからないのですけれども、公園の雑草、うちの前のちっちゃな公園も今ラジオ体操していて、この夏3回ぐらいみんなで雑草を取ったのですけれども、それでもすぐに雑草が生えてしまうと。これは、市で雑草とか、そういうの定期的に除去してもらっているのか、ちょっとそれだけお伺いいたします。

（都市計画課長）公園等の雑草とか草の除草につきましては、一応シルバー人材のほうに委託をして実施しているところなのですけれども、219（P

35「210」に発言訂正)公園ありますので、雨降ったりとかという話ですと、若干ちょっとずれ込んだりする場合がありますので、比較的なるべく早目に実施するようにはしているのですけれども、どうしても間に合わない面が。

(橋本)それは、定期的にやっているということで理解してよろしいのでしょうか。

(都市計画課長)おっしゃるとおりです。

(橋本)本当にたくさんの公園があって大変だと思うのですけれども、うちの前の公園は一回もまだ来てもらっていないと。皆さんお年寄りで腰が痛いとか、ぜひうちの、ここだけではない。

あともう一つ、第2庁舎の前の公園ありますよね。あそこに区画整理の碑があるところがすごく草ぼうぼうだったのですけれども、あそこはあのまんま、かなりもうひどい状況のように見えましたがけれども、あれは草を取る予定があるのですか。

(都市計画課長)その公園につきましては、今週もう入って今現在きれいな状態になっていると思います。

(秋谷)きのう私、共和一箕田線の質問をさせてもらったではないですか。それで、共和一箕田線の質問させてもらって、それで荒川左岸通線とか三谷橋一大間線とか、いろいろ道路ネットワークがありますよね。それで、例えば三谷橋一大間線の効果というのは大変あったと思うのです。地下を抜いた効果というのは大きかったと。ただ、私が一番、私田間宮の人間だから、ずっと言い続けてきたことは荒川左岸通線の宮前部分の話、それは過去には先に北側やるのですよというときもあったのだけれども、今方針が変わって、こっちの市街化の編入のほうに移ったわけなのだけれども、その部分はしようがないにしても、今後共和一箕田線のほうを今設計かけたりなんたりいろいろやっている中で、やはりいずれは北側の方も取りかからないわけにはいかないだろうと思うのです。市としての要は道路ネットワークというものをこういう決算を、予算のときもそうですけれども、どういうふうを考えてこういう予算づけというのはされているのでしょうか。やっぱり都市計画決定した部分につ



いては優先的にやっていくしかないのでしょうかけれども、やらないならやらないで住宅のいっぱい張りついているところなんかは決めてもらってしまったほうが良いという人もいますのです。というのは、住宅が張りついて40年ぐらいたつと子どもたちも出ていってしまっ、自分たちもできれば処分して移ってしまいたいという市民の方もいらっしゃるのです。ただ、どうしても都市計画上の絡みがあるので、建て直すにしても売却するにしても、どうにも身動きがとりづらいというような話があるのです。だから、乗ってしまっているから、もし市が計画どおりやってもらえるなら買い取ってもらえるという腹があるではないですか、市民の方。だから、ぽんと売却するのもったいないという言い方は変な言い方だけれども、そういうような思いをされてしまっているのかもしれない。もしそういう都市計画を変更してもらえるなら、もうすっきりと民間に売ってしまおう、それで引っ越そうという考えもお持ちの方もいらっしゃるのだと思う。だから、市が今まで市民の方々にいろんな計画をお示しする中で、こういう効果のあった事業を見れば、やってもらったほうが良いのはこしたことないのだけれども、もっとはっきりした図をお示しできないものでしょうか。間違いなくやるのならやるで、そういうようなネットワークはこうなるのですよという図があったほうが市民の方々もはっきりわかっていいのではないかと思うのですけれども。短期と長期の計画とか。

（建設部長）建設部のほうの考えといたしまして、お答えにどの程度なるかというところもあるのですけれども、道路を整備していく、まちの骨格たるもの、これを基本はどうなのかというところでは、まず合併した新市建設計画に描かれたもの、位置づけられたもの、これをやっていかななくてはならないという目標があります。当面となれば、この25年度の施政方針はどういうふうにするか。そうすると、後期基本計画であったり、マニフェストであったり、合併特例債事業というようなことで、その合併特例債事業では今年度のこの決算にもありますように渋井橋であったり、三谷橋一大間線の2期区間、それと荒川左岸通線という骨格道路を当面まず整備を手がけていこうと。それは、やっぱり状況の必要

性というのですか、まちづくりの骨格たるものをまずどこから進めていくかという示されたものだと思っております。

それと、今後につきましてはやはり市長の今回のマニフェストでは渋井橋、三谷橋一大間線、荒川左岸線、そして吹上地区では富士見通線、また川里地区では茜通りといったような目標が掲げられておりますので、そういった長が示した方針、そういったものを実現すべくよう我々は努力して取り組んでいくというふうな形になると思います。都市計画で位置づけられたものというのは、やはり鴻巣市の将来の目標としては、これは掲げてやっていかななくてはならないのですけれども、順序としてはそういったことになろうかと思えます。

以上です。

（秋谷） ちょっとこれとは話が横に行ってしまうかもしれないですけれども、今上尾道路の話が、国のほうが予算を年々、年々ちょっとずつふやしてくれて、やっと40年越しですか、あれは。動くような感じがやっと住民の方々にもわかってきて、いろいろ幅の問題であるとか、残される土地の問題だとか、来たら来たでいろんな問題は出てくるのでしょうか、市民としては大変難しいと思うのです。当然市長さんは市長さんの考えがあって、そういったマニフェストで公約として選挙で上がってくる以上はそれを実現しなければならないし、でも今でいったら5総に書いてある計画もやらなければならないし、いろんなことがある中でまた予算も限られる。ただ、市民の方々にとしてみると、やっぱり何年待たされるという部分が大変強いのです。何とかしてそういった部分を埋めてあげることというのができないものでしょうか。だめなのでしょうか。これは、もうその予算が限られている中で皆さん方にお示ししたのと、あと目先のことをやらなければならない。

ちょっと余談ですけれども、もし上尾道路が来たら駅の南通線でしたっけ、あっちのほうを今度はつくらなければならないですよ、きっと。あそこを抜くのですもの。市街化にもなったし。そうすると、待たされてしまうところはどんどん、どんどん、計画は残ったままなのだけれども、いつになったらうちははっきり態度決められるのだろうかというこ

とを考えてしまっているのだと思うのです。いろいろな人からそういう話を聞くと、何とかして方向性というか、はっきりと示せるものなら示してあげられないものかなと。私がそんなこと示せるわけがないので、そのあたりが一番私は左岸通線だけでいったら地元の方々に対して、いや、やると言っていますよとしか言えないものですから、ではいつと言われてしまうと、いや、今こっちやっていて、こっちやっていてちょっと大変なのですということしか言えないのです。どうにかならんでしょうか。

（都市整備部長）都市計画道路の法的な面からちょっと申し上げさせていただきますと、鴻巣市の都市計画道路につきましては26路線あって、総延長としては61キロ程度が計画されているのです。鴻巣市の都市計画道路は、昭和30年ごろに重立って制定されていまして、吹上地区では昭和35年ということ、かなり双方とも古い位置づけで、その当時はやはりどうしても都市計画道路につきましては、いわゆる計画的に道路をつくるというようなことで、現道等ではなくて、あくまでも新設道路というようなことで、古い段階からそういった道路計画をつくって、いわゆる試験の実演をして少なからず建物建てかえのときに幾らかでも動いていただいて、なるべく都市計画道路をつくりやすくするというふうな働きかけがあった状況です。しかしながら、現在その61キロあるものが46%ぐらいしか進捗していないのが現状です。今県でも長期未着手道路について見直しをしていこうという考えがあるものの、やはり一時的にも私権の規制をしているものが、いきなりそれを廃止するというのもなかなかちょっと説明がつかないものですから、代替ができ得る道路については代替道路によって見直しをするというようなことで、一つの例としては北新宿の区画整理地内では事業費が大幅にちょっと増加をしてきておりましたので、そういった見直しをというようなことで考えているところでもあります。ただ、先ほどちょっとご質問に出ている荒川左岸通線等におきましては、先ほど建設部長のほうで申し上げているとおり、新市建設計画にのっている道路でもありますし、鴻巣市の西側の南北を結ぶ重要幹線道路で、今現在では北側の部分は緑町地内で、一般の市道にタッチしているだけですから、少なくとも県道の鎌塚—鴻巣線にタッ

ちするまではどうしても見直しはできないだろうというふうに私は個人的には思っています。確かに今後の都市計画道路をつくるには、当然1メートル当たり50万とかという単位が、普通の道路とは全然違った単位でお金がかかるものですから、予算立てというものからいくと、なかなかちょっと厳しく、時間軸をお示しするというのがなかなか難しい状況にはありますけれども、やはり何らかの一定の線を今言われるような形で廃止する路線と実施する路線を、まだ46%しかいっていませんから、やっぱりある程度の線で分けていく必要がもう生じてきているだろうというふうには思っているところでございます。ちょっと答えになったかわかりませんが、いずれにせよ荒川左岸通線についてはやはり鎌塚一鴻巣線まではどうしても抜くことは当然当面の課題だろうというふうに思っております。

(秋谷) 大変いいお答えだったのですけれども、部長の個人的な捉え方というのではあれだから、やっぱり一般質問か何かやって市役所全体の考え方というものをではお伺いしたほうがいいでしょうか、そういう道路ネットワークは。そうしないと、今例えば見直しをするのだとか、しないのだというのも方針が市として決まらなないと困ってしまいますものね。わかりました。ありがとうございました。

(都市整備部副部長) 秋谷委員ご質問の関係は、これからの都市計画道路に位置づけられた路線をいかにして短期、中期、長期で整備していくのかということをお示しすべきだというお話だと理解したのですけれども、かつては国土交通省のほうで都市計画道路整備プログラムをつくるようにという推奨された時代もありましたが、財政的な面もタイアップしてまとめていかないと、なかなかうまく回っていかないという中で、策定した市町村は一部にとどまっているという現状がございます。いずれにしても財政当局と一体となって策定していかなければならない課題だと思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

(阿部) きょうは、白井さん随分人気あるよね、今回。例の140万の一件で私も質問させていただきたいなと思います。

140万に合わせて訴訟手数料でこれ80万、トータルで220万もかかるわけだ。まず聞きたいのは、この人はそこに住んでいるわけで、電気代とか水道代とかというのは払っているのか。

(建築課長) 私どもメーターを確認させていただきましたところ、水道、ガスはとめられておりまして、電気は若干回っている状況は確認したところでございます。

以上でございます。

(阿部) だから、水道、ガスはとめる。そして、電気についても若干回っているというのは、これは恐らく最小限度流しているだけで、生活できるような電力量ではないのではないかなと思うのだ。そうやってガスだとか、電気だとかというところは、もうギラにそういう手段に打って出る。だから、市の場合もそれなりの当初の約定をつけてやっていかないとまずいのではないかな。それは、どういうことかということ、結局ご近所の方も、恐らく一緒に入られている方々も払っていないなというのはわかるのだろうと思うのだけれども、そのうちが。やり方としては、ここの市営住宅の中には備えつけの家具がいっぱいあるわけだ。いわゆるキッチンだとかなんとかが。まず、3カ月滞納したらキッチンを取り外しますと。それで、今度は半年滞納した場合はふすまを外しますとか、それで最後は玄関の扉をとってしまうとか、そういうような何か手段に打って出なければ、やっぱり一歩も前へ進まないのではないかなと思うのだ。結局他の電気会社だ、何だかんだ、水道もそうだけれども、ガスもそう。みんなそういう手段に打って出ているわけだ。だから、市もそのぐらいのやっぱりことをこの貸し付けの約定に中にうたっておく必要があるのではないかなと思うのだ。持ち出されるとみっともない。外聞悪い。だけれども、そういう人はやっぱりそのぐらいのことまでしないとまずいのではないかなと思う。そして、最後になって今度訴訟を起こして、裁判所で立ち退き命令が出されて、それでぽっと出されてしまう。だから、それでなくても段階的にやっていくことによって払う意識というのか、それがだんだん湧いてくるのではないかなという気がするのだけれども、最後玄関の扉とられてしまったら、それこそ裸で出

て歩いているようなものだから、人間が。パンツ一丁で。だから、そういう手段もひとつ考える必要があるのではないのかなというご提案です。その辺についてどうだろう。

（建築課長）私ども担当課といたしましては、阿部委員さんのおっしゃっているような気持ちであります。しかしながら、公営住宅法、法律に基づく手段といたしましては、いかんせん強制的な手段ができないような法律でございまして、督促を行い、催告、そして納入していただくように促す方法をとらざるを得ないという形で進めさせていただいている状況でございまして。

以上でございまして。

（阿部）備えつけの家具は、全部市の財産なのだから、たしか。市営住宅については。だとすれば、持ち主の市が約束が違うからと持ち出したところで、何らおかしいことはないのではないかなと思う。それについては、そんな程度。

次、213ページ、きのう東京の台東区で記録的短時間大雨、これが発生した。ここの道路維持補修事業のいわゆるアンダーのポンプの関係なのだけれども、これはたしか最大出力というか、マックスでもって1時間当たり90ミリの降雨に対応できるという話は前から伺っている。それ以上の雨がきのう降った、東京で。そうなった場合、これはどういう対応するのか。そして、この施設設備管理委託料として21万7,980円、これ支出しているわけだけれども、この維持管理はどの程度行っているのか。いわゆる降雨災害が起きると予想される時期を迎える前に点検をするだけで、毎月の点検とか毎週点検とかということはやっているのかどうか。

（道路課長）三谷橋一大間線につきましては、降雨強度が高まってポンプ室に大分雨がたまってきますと、ポンプが稼働するということになっておりますが、万が一先ほど言いましたそれを超えたような降雨状況になった場合につきましては、道路の通行どめということをかけて遮断するという措置をとるということになっております。これにつきましては、職員の道路課のほうに対してもメール等が入ってきますので、逐次その状況は把握しております。

それと、維持管理ということで、これにつきましてはポンプにつきまして現在のところ非常にまだ設置して1年半年ということがございますので、現時点では年1回のポンプのメンテナンス等を行うとともに、発電機もございます。万が一バックアップの電源が失われた場合に対しまして、発電機につきましては毎月1回電気工作物ということで、これは法定で定められておりますので、点検を行っているというような状況でございます。

以上です。

（阿部）先ほど通行どめをするというふうに伺ったのだけれども、短時間で降る雨に結局通行どめ、オーバーフローした場合、通行どめまでに何分要するか。

（道路課長）これは、アンダーパスの一番低い部分で15センチ道路が冠水した場合、これはフロート式のセンサーがございまして、これが働いて、電気信号を通じて道路の起点側、終点側同時に遮断されるということになっております。この遮断といいますのは、エアでちょっとホース状のものがバルーンというのですけれども、それが両側、上り車線、下り車線出るということになっております。我々としてもそういったメール等が来ますので、それだけではちょっと非常に不安なところもございます。そういったところを職員が対応するというので、さらに現地を確認した上で万が一水没、中に車があつて出られなくなっている車の可能性もありますので、早急に現地のほうへ行って確認した上で、改めてその遮断の状況、また遮断に対する補強、バリケードを設置するというようなこと現在行っております。

（阿部）まず、絶対に起きないことはないというふうなつもりでしっかりとその辺のところを肝に銘じてやっていただきたい、このように思います。

次、215ページ、生活道路改良事業、田沼さんに集中してしまつて申しわけないけれども、この生活道路改良事業の中でやはり消防車が入れない道路あるいは非常にごみ出しにも難儀している場所が私の知っている限りでもある。道路課が把握しているそういう狭隘道路、あるいはそれが

延々と長く続く非常に市民が困り果てているようなところというのは市内に何カ所くらいあるのですか。

(道路課長) 私どもとすれば、例えば今地区施設道路あるいは鴻巣駅周辺とか吹上駅周辺、本当に市街地の住宅の建て込んでいるところ等につきましては、何カ所とはちょっと申し上げられないのですけれども、おむね把握しているというふうに考えているところでございます。

(阿部) やはりそういうところにお住まいの方は、一般のそれこそ何ら問題ない場所に住んでいる人たちと同じように税金を払って、それで生活していらっしゃる。何とかそういう道路のやっぱり改良というか、そういう方向に向けても努力してほしいなど。それで、やっぱり用地交渉、道路を広げなければならない、また広げられるような状況にあるのだとしたら、やっぱり地権者と足しげく通って交渉して何とかしていただきたいなというふうに思うのだけれども、そういう考えでやっておられるのかどうか。

(道路課長) これにつきましては、用地交渉、個人の財産というものをお譲りいただくということで、非常にいろんな事業に対して賛同している方あるいは賛同していただけない方等ございますけれども、時間等もかかりますが、市のほうとすれば鋭意協力していただくために引き続きいろんなところで交渉を行っていくということでございます。

以上です。

(阿部) 下段の生活道路改良事業の事故繰越というのは、どういうことなのか。

(道路課長) この事故繰越といいますのは、予算を当初繰り越しをしました。繰り越しをした後、またよんどころなき事情によりまして、権利者の方が繰り越しをした年度内にどうしても事業の完了見込めなかったということで、事故ということになってしまったわけでございます。土地の明け渡しがちょっとずれたと、繰り越しをした次の年にずれ込んでしまったという状況でございます。

以上です。

(阿部) 同じく215ページの鳥害対策委託料、ここで49万9,800円、これ



はどこの場所のことを指して言っているのか。

（道路課長）これにつきましては、鴻巣駅西口とか北鴻巣駅のほうの街路樹にとまったケヤキの木の剪定、一部太い枝の伐採等行ったものでございます。

以上です。

（阿部）場所についてお聞きしたわけなのだけれども、ちょっとムクドリ、今北鴻巣という話も出たから、ひとまずここに置いて、ページが飛んでしまうから。

次に、217ページ、橋梁維持事業、やっぱりこれも事故繰越なのだけれども、これはどこの場所。

（道路課長）これにつきましては、やはり1度繰り越しをしておりました、その後事故繰越ということですれ込んでしまった。これは、新佐賀橋という……

（阿部）きのう聞いた。

（道路課長）はい。その関係の看板設置の関係でございます。これは、土木学会からの推奨ということで、土木遺産ということで、構造的にも非常に貴重な土木の遺産ということで登録されましたので、その看板を設置したものでございます。

以上でございます。

（阿部）つい最近直りは直ったのだけれども、ご存じでしたか、堀切橋、私の住まいのすぐ近くの堀切橋の欄干というのは、いわゆる門柱みたいな部分のことを欄干というのかな、それでこの手すりみたいなところは名前は一体何ていうかど忘れしましたが、それが行田寄りのほうの鴻巣から行って左側、一番行田寄りの部分がたしかなくなっていましたよね。落ちてしまったのかな。それでもって、あれは行田と鴻巣のいわゆる友好のかけ橋だ。双方相まって修繕を行っているわけなのだけれども、あれはどういう形で直したのだろう。これ決算には関係ないかもしれないけれども、どういう形で直したのか。あれも歴史のある橋でもって、やたら変にぺったらなこういうものをくっつけるわけにいかなくて、従来のものに合わせた形でもって直しているのだけれども、あれ何回も

落ちているような私は記憶ある。というのは、車がぶつかったり何かしてかなりもう劣化も進んでいるから、落ちているのだけれども、ああいうものはやはり今後形をそのままにとどめたまま完全に補強してやりかえるなんていう考えというのはあるのでしょうか。

（道路課長）この堀切橋につきましては、道路課に私が去年からおるわけなのですけれども、その以前の話で、ちょっと職員のほうから伺っておりますのは、堀切橋につきましては行田市のほうで直したということと、その負担金として、市のほうも行田市さんだけに任すというわけにいきませんので、負担金として一部お支払いして行田市に施工してもらったということです。

それと、今後の補修につきましては橋梁の長寿命化修繕計画というものに行田市のほうでのせてあるということで、そちらで一応延命措置として予防保全を行っていくということになっております。

以上です。

（阿部）223ページのいわゆる駅施設等維持管理事業、ここに鳥害対策委託料が99万5,346円載っています。先ほど田沼道路課長がおっしゃった場所もここにかぶっているのではないかなという気がするのだけれども、これとは別に、227ページにまた鳥害対策21万6,825円が記載されている。ムクドリは毎年なのだけれども、必ず3項目に鳥害対策として載っているのだ。トータルでもって170万毎年毎年かかっている。厄介なもので、ムクドリというのはいまい弁当食っていると、弁当のところへ飛んでくるハエみたいなもので、追っ払うと今度よそのやつの弁当にたかるのだ。そいつがまた追っ払うと、またこっちへ飛んでくるのだ。ムクドリもそれに似たような部分があって、前に私申し上げたと思うのだけれども、今この北鴻巣駅のいわゆる樹木を伐採した後、そのムクドリはどこへ行ったのか追跡調査か何かしているのか。ムクドリの習性というか、そういうものを知らなくては、やっぱりこれは対策とはとても言いかねると思う。毎年毎年これ170万近い金をかけてやっているわけで、行政側がそういう対策をとると、今度民間側へ飛んでいくわけなのだ、早い話が。今ドン・キホーテのところだ。私が見たら、間違いなく北鴻巣駅にいた

やつがドン・キホーテにいる。間違いない。それで、そのドン・キホーテのほうで伐採すると、今度は相向かいの小さいケヤキもどきにこれが群がるわけだ。こういうことをすることによって誰かが迷惑をこうむるということを承知の上でやっているのだ、このムクドリ対策は。何年たっても同じことの繰り返しで、何か新しい発想というのはないのか。

例えば170万円かけるのだったら、いわゆるケヤキの枝にハヤブサとか猛禽類の剥製みたいなものを置いて、それで彼らの泣き声がスピーカーから出るとか、そんなに金かからないと思うのだ。あれで随分効果があると思うのだ。もっと改良すれば、剥製なのだから、LEDか何かのランプを目に取りつけて、数秒ごとに泣き声が出て目が光る、あるいはちょっと装置を複雑にして、からくりを入れて羽を羽ばたかとか、そういうことをやることによって私は何らかの解決ができるのではないかなと思うのだ。猛禽類は、必ずムクドリは嫌がるから、天敵だから。だから、そういうことも少しずつ考えていく必要があるのではないかな。それで、もしかして成功したら鴻巣に視察が絶えない、あっちこっちから。そしたら、俺が先頭に立って説明してやる、これはこうで、ああでと。そういうことも考えてみる必要があるのではないかなと思うのだ。毎年同じことをやって、そして今度は自分のところで用が足りれば、他人に迷惑がかかることを承知の上でやっているということ、これがどうも行政のやるべきことではないなというふうに私は思っているのだけれども、何かそういう方向で今後対策を考えてみるようなことはあるかないかぜひ伺っておきたい。

(都市計画課長) 実は、ご指摘ありましたムクドリ対策ですけれども、今年度からプラチックの細長い容器に植物性の薬剤を含ませて、それを木の枝に忌避剤を縛りつけて、鳥が嫌がる葉を縛りつけて、今現在鴻巣駅の駅前広場につけてあるのですけれども、それが6月27日にその忌避剤を一応試験的にちょっと取りつけをしているのですけれども、それからは騒音とふん等の被害の報告については今のところ受けていない状況になっております。それと、多分西口についても駅前通りの信号がある箇所にやっぱりちょっとその被害が出るということで、同様のものを道

路課サイドのほうで実施したところ、そちらは8月9日に同じものを取りつけたのですけれども、その後の苦情はないという今のところ報告は受けております。

(阿部) では、これやっぱり私ごとで申しわけないけれども、それをよくよく教えてもらって、私の弟にも伝えようというふうに思っております。個人的なことを申し上げて申しわけないけれども、何としても行政側が追っ払えば、それが民間側へ行く、民間が対応すれば、また行政のほうへ来る、こういうイタチごっこはもうそろそろ終えんさせるべきだなというふうに私は思ったものですから、申し上げました。

それから、227ページ、鴻巣市都市公園13公園の管理運営事業、これ7,758万円、これ金額の推移はどうなっていましたっけ。たしか平成20年ごろから始まったのではないのか。

(都市計画課長) 今手元に資料ありませんので、ちょっと調べて。

(阿部) わかりました。

同じく227ページ、公園内遊具等点検事業、ここで303万7,000円、この点検事業というのは、その仕事の内容というのは一体どういうものなのか伺います。

(都市計画課長) 遊具それぞれの点検を行いまして、その危険度の判断をさせていただいて、それに基づいて改修計画を今現在つくっておりますので、それに基づいて順次取りかえとか修繕を行っております。その主要な部分の回転する部分とかの危険度をちょっと判断させていただいております。

(阿部) これは、点検を年に何回くらいやっておられるのか。

(都市計画課長) 5年に1度ぐらいでやっていると、年にというか。それに基づいて交換作業に入っております。これでいっている点検というのは大がかりな点検で、日常の危険度の判定というのは随時しております。

(阿部) 当然その点検の際には、回転する部分というところには油を充填したりなんかしながらやってもらっているのだろうと思うのですけれども、それでよろしいですか。

(都市計画課長) 公園監視委員さん等に報告いただいたものについて、職員で対応させていただいております。こちらに載っている金額というのは、もっと大がかりな改修が必要かどうかという点検を大がかりに実施していると。

(阿部) これは点検であって、いわゆる遊具を交換するとか、部品を取りかえるとかということではないのですか。

(都市計画課長) この業務につきましては、点検、報告書を作成していると。

(阿部) だけれども、点検だけで年間303万7,000円というのはいい仕事だなというふうに私は思うのだけれども、当然その中にちょっとした修繕とかを加えながら点検してくださっているのかなというふうに思っていたのだけれども、実際はそうではないと。ただ点検するだけだということなのですね。

(都市計画課長) はい、そのとおりです。

(阿部) それにしては随分いい仕事だなというふうに私は感じました。

(委員長) 阿部委員、済みません、そろそろフィニッシュでお願いします。そろそろ時間的に……。

(阿部) そろそろって、では……

(休憩してからやろうの声あり)

(阿部) いや、谷口委員長がそう言うのでは、谷口委員長の顔を立てて私の質問もこれで閉めさせていただきます。後では報告下さい、例の。推移については。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

10時20分まで休憩しましょう。

(休憩 午前10時03分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第87号 平成25年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(田中) 不納欠損が8万717円で4件とかという説明が多分あったと思うのですが、何かかたい地区というか、割と、農業集落排水ですから、当然農家圏のほうでその件数が、金額的には大したことないのですが、5年たってしまっているんで、多分不納欠損になっていると思うのですが、それは地区的に上会下とか、安養寺とか、笠原第1、第2とあって、その辺というのは同じところなのですか。

(下水道課長) こちらにつきまして、不納欠損額8万717円となっております。場所的には、笠原の方が2名、郷地、安養寺の方が2名ということで、4名の方となっております。

(田中) 当然金額的には、これ割った4の1件当たり2万円ぐらいという、大体そのぐらいの金額だということによろしいのですか。

(下水道課長) 金額的に申し上げますと、一番少ない方で6,300円、多い方で5万400円でございます。合計で8万717円となっております。

(田中) 多分さっきの説明では払えないのでという話だったけれども、

どこかへ行ってしまったとかというのではないのでしょうかから、金額的にもそんな大きい金額でないのに、なぜその辺が5年間とれなかったのかというのがわかりましたらお願いいたします。

(下水道課長) 先ほども申し上げましたが、電話や催告等行っておりますが、どうしても払っていただけないのが現状です。今田中委員さん言われました詳しい内容というのは、今私のほうではちょっとないので、お答えできないのですが、そういった状況でございます。

(田中) それでは、今後そういうことがないようにしていただきたいということで終わります。

(阿部) 不用額がやたらと多く目立つのだけれども、この主たる理由は何かお聞かせいただきたい。

(下水道課長) 不用額でございますが、まず農業集落排水庶務事業の貸付金50万円でございますが、こちらにつきましては水洗便所改造資金の融資利用者がいなかったことでございます。

それから、次の27節の公課費250万2,400円の不用額がございますが、こちらにつきましては消費税納税額、こちら消費税納税自体がなかったため、そのまま不用額となっております。こちらにつきましては、平成24年度工事のほうがございます、そちらで消費税を、簡単に言うと、多く納めておりますので、逆に還付のほうを受けているというふうな状況でございます。

以上です。

(秋谷) 歳出のどこということではなくて、全体的なお話でちょっとお伺いしたいのですけれども、昨日の補正のときに郷地、安養寺のパネルでしたか、ああいう補修がありましたよね。今後この決算なり、予算なりというものをやる中で、そういういろんな設備のメンテナンスの計画とか、あるいは管渠のメンテナンスだとか、そういったものというのは下水道課の中でちゃんとプラン立てしてあるのでしょうか。突発的な補正のような案件は、それはしようがないにして、そういった計画というものをしっかりお持ちなのかどうかというのをまずお伺いしたいのですけれども。

（下水道課長）農業集落排水施設の供用開始が古いものでは平成2年ということで、新しいものでは平成15年ということで、まだ何年もたっていない施設もございます。こちらの平成2年に供用開始をしました笠原地区のクリーン施設、こちらにつきましては先ほどちょっと申し上げましたけれども、平成23年、24年にかけて改修工事を行いました。その後、笠原第2、こちらの施設につきまして今後同じような改修工事を計画しておるところです。また、管渠につきましてはまだ比較的大丈夫だろうというふうな考えで、とりあえず施設のほうの改修を見込んでおります。

以上です。

（秋谷）比較的安定した特別会計だから、経営というのも変な言い方なのかもしれないですけれども、落ちついてはいると思うのですけれども、上下水道何かと、みんな考え方的には私ちょっと心配な面というか、今後人口が減っていく。当然、失礼な言い方かもしれないですけれども、農業集落排水地域のエリアのほうでいったら、より減っていく可能性というのは大変高いのだろうと思うのです。当然使用料なりなんなりという面でも今後は下がるのか、1人当たりでいったら多分下がりますよね、人口減れば。そういったときのメンテナンスの効率化というのは避けて通れないだろうと思うのです、長く使っていく上では。どうしたってお住まいの方がいて、今までずっと農業集落排水でやっていくのであれば。将来的な要はプランなのです。今ある施設を丁寧に使って、細かにメンテナンスをして長く使うのは、これはもちろんのことなのですけれども、ちょっと話は横になってしまいますけれども、例えば市街化区域になったエリアに今後下水道という話は当然入ってくる、下水道の話いけば入るけれども、ただ本当に下水道がいいのかと。合併浄化槽でどんどん、どんどん対応したほうがいいのかという話がある中で、農業集落排水事業についても長期的な見通しの中で考えていかなければならないのではないのかなというところをお伺いしたいです。

（建設部長）農業集落排水という形で行っております。監査委員さんの指摘にもございます。公営企業という中でも使用量が減っている、水道



でも下水道でも。農業集落排水もそういったことで、将来的にもそういった傾向にあるということは事実かというふうに受けとめています。片や下水道施設は、24時間、365日皆さんの生活排水を処理していかなくてはならないということで、いつときも休めない状況がありますので、これはメンテナンスとしても壊れました、直せませんというわけにいきませんので、そこは注意してこれは維持管理に努めなくてはならないと思います。ということなので、笠原第1のほうをまず行った、一番古い施設から。次のところということで、これはやはりそういった面で計画的なメンテナンスは心してやっていかなくてはならないと思っております。

それと、確かに使用する人が減ってきますので、採算という面ではやはり市街化区域で下水道管がある投資した分に対してのユーザーといえますか、その方々は密度が違います。そういった中で農業集落排水ですと、1軒のためにも迎えに行かなくてはならないというふうなことで、ただこの農業集落排水というのは農林の事業と位置づけられていますけれども、農業用水、そうした公共用水域の水質改善、そういったことが目標にありますので、そういった環境面からもこれは一般会計からのご支援という形で、やっぱり共同の環境を守るためにはそういったことで市民の皆さんに理解いただきながらここは経営していかなくてはならないかなと、そう考えております。

(秋谷) 環境面のことで市民、鴻巣なら鴻巣の中だけでいいです。鴻巣の方々に、これは環境的には大事なものなのですよという理屈の説明は多分できると思うのですが、公費は当然下水道でも入るは入るのですけれども、料金的な差が出るようなことは逆に将来にわたっては出ないという発想でいいのですか。この格差が余りについでしまうと、将来のことはわからないですけれども、やっぱり農業集落排水にだけ手厚いだろうという話にならざるを得ない部分出てしまうのではないのかなとも思ってしまうので、そうするとやはり将来的な維持の仕方というものでもコストを圧縮するなり、効率性を高めていかないと難しいのか。例えば今笠原第1、第2、郷地、安養寺、あと上会下という、地

域的にいったら4つのエリアになっているわけだけれども、単純にもしこれを1本にしたら1本にしたで全部引っ張ってこななければならないから、それはそれで設備投資というのはかかってしまうのでしょうかけれども、単純に言ったら、でっかくやってしまったほうが効率はよくなりますよね。単純に言えば。もっとより将来のことを見据えた上で、できるだけ長く効率よく処理できる方法というものはないもののでしょうか。無理なのだろうか。

（建設部長）下水道という観点から市民の受けとめ方からすれば、下水処理をしている、家庭雑排水もしているということでありましてけれども、その料金感覚、ご負担ですけれども、農業集落排水では1件当たりの分担金という形で、公共下水道では受益者負担金という形、そこに関しては明らかに差があります。やはり少ない人数で施設を整備していかななくてはならないという初期投資、それに差がございます。また、使用料、これ日々の使用料ですけれども、これも公共下水道の料金と農業集落排水の料金では、これは差を設けて、農業集落排水事業のほうが高目の設定になっております。ですけれども、余り過度な差というのは、やっぱり不公平感というか、市民感情の中では、これはある程度バランスなり、とらなくてはならないかなということでは思っております。それで今の料金体系なり、ご負担はいただいていると思っております。

効率アップという点のご指摘ですけれども、将来どうするのだよといったところでは、確かにご提案のような統合していくとかという、大なた振るうというのですか、そういったことにつきましては今後の研究課題ということで考えていきたいと思っております。

（秋谷）大型化が何でもいいのかといったら、それはそれで違うのだろうなという部分ももしかしたらあるのかもしれない。メンテナンスを細かにやるためには、小さいほうがやりやすいということも当然あるでしょうから。ただ、一番最初にお答えいただいたときに毎日毎日24時間、365日処理しなければならないものだから、しっかりと逆に考えないとだめなのだろうなと思っております。目先、道路直して、それで終わりということでもないのです、そういった視点というか、考え方というものを常にお持ち

になっていただかないと困るという、もちろん下水道にしても上下水道にしてもそれは同じなのですけれども、お願いします。

終わりです。

(橋本) 1点だけ、さっきの不納欠損額のことなのですけれども、この4名の方はまだ住んでいらっしゃるということは、今はお金を払っているということで理解してよろしいでしょうか。

(下水道課長) ちょっと今細かい資料がございませんので、詳しい状況を把握していませんので、後でご報告させてもらうということでよろしいでしょうか。

(橋本) はい。

あと1点、371ページの修繕料、マンホールのふた、3台分ですか、修繕で98万2,000円ということなのですけれども、これはどういった修理だったのでしょうか。

(下水道課長) こちらにつきましては、管渠施設のマンホールの修繕ということでございます。ふたのがたつきとか破損等でございます、その修繕の費用でございます……済みません。3カ所でございますが、内訳を申し上げますと、1カ所が15万2,000円、もう一カ所が21万6,000円、3カ所目のが61万4,250円というふうになっています。

以上です。

(阿部) マンホールのふた自体は、いかほどするのでしょうか。

(下水道課長) 申しわけございません。今手元に資料がないので、後でご報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(阿部) というのは、マンホールのふたが例えば1個当たり10万円すると。六十数万円かかったところ、がたつきであるとか、破損であるとかということも含めても、それこそマンホールのふたそのものでなくて、ほかの部分まで修繕したということで、それだけの金額がかかったのかなと思うのだけれども、それでよろしいのでしょうか。

(下水道課長) そうです。マンホールのふたは交換という形をとりますと、当然外して新しいものを設置することですので、それに付随する受け枠とか、その下のマンホールのふたの下にあるもの、そういっ

たもの、あるいはそれを設置して周り舗装道路等となっていてますと舗装の費用とか、そういった費用も全部含みますので、ふただけではないというふうに思っております。

(阿部) では、とりあえずふたの1個当たりの値段と、それから3カ所細かく修理内容を後で教えてください。ふたが例えば10万円したにしても、あとの修理50万円どこにどうかかったのか。確かに舗装をやり直すとか何とかということも、いろいろ大がかりな工事になればそのぐらいかかるのだろうけれども、いや、3カ所で90万というのは、ふただけ交換したので、とてもではないけれども、そんな値段にはならないなどというふうに私思ったのだけれども、あれたしか鋳物製のものだよね。私が見る限りでは、鴻巣の名前を入れたにしても、どんなに高くても10万ぐらいではないかなと思うのだけれども、後でしっかり教えてください。以上。

(委員長) 阿部委員、今の内容が恐らく10分ぐらいで出てくるのだろうと思いますけれども、いいですか、後で。

(阿部) だって、先に進めたいだろう。

(委員長) いや、時間的にはゆとりあるから、あれだけれども、いいですか、では。

(何事か声あり)

(秋谷) これ処理施設の維持管理の事業の中のお話になると思うのですがけれども、昨年あたりか、その一昨年あたりか、よく農集の流してしまうもので、何か変なものを流すお宅なんかが前にあったときがあったのです。前の課長さんのときに、こんなもの流れているのかというようなときがあったのです。現場のほうには、担当の課長さんは回って見ていらっしゃいます。例えばそういう本来流してはいけないものが流れているような現状というのは、今はないですか。

(下水道課長) 私4月から担当課長になりましたが、今のところではそういった変なものが流れたというのは見てはございませんが。

(秋谷) それで、その当時はその当時の課長さんがもう一回その利用者の方々にちゃんとこういったものを流してはいけませんとか、さっきの

メンテナンスの話ではないですけれども、気をつけてくださいというような配布文書をたしか流していただいたときがあったのです、施設のために。プラチック物が流れてきてしまったり、いろいろなものがあったらしいので、ちょっとそういった点は維持管理をする上でこの中の決算の中身には出てきていないようなのですけれども、当然利用者にはその都度注意喚起はしていただいていると思うのですけれども、気を緩めると、ささいなことで施設に影響が出ますから、そういった点はうまく留意していただけるようお願いします。

(委員長) 要望だけでいいですか。

(秋谷) いいです。要望というのではないけれども、とりあえず今ないということなので。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 委員さんに申し上げますけれども、大体今で質疑がほぼ終わったのですけれども、阿部委員の回答が出ないで採決に持ち込んでいいですか。

(阿部) いや、賛成はするけれども、質問自体はするよ。反対はしない、金井さんに悪いから。

(委員長) では、委員さんのご了解得られましたので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第87号 平成25年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第89号 平成25年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(阿部) 今現在の進捗率と、そしてかつて市長のほうから北新宿の区画整理は10年以内に完成させるというようなご答弁いただきました。残りあと何年で、その進捗率とあわせてその10年に符合するかどうか、その辺を伺っておきたいと思います。

(市街地整備課副参事) お答え申し上げます。

まず、事業の進捗率でございます。事業の進捗率につきましては、国に提出してあります進捗率になりますけれども、これは実施計画上の事業の進捗率になります。平成26年3月31日現在、約41%の事業の進捗率となっております。

2点目の市長公約の約10年以内の完成ということでございますけれども、現在残り約6年程度その期限まであるわけでございますが、できる限りこの年度内に終わるような感じで職員一丸となって今努力しているところでございます。

(阿部) では、符合するというふうに受け取ってよろしいですね。

(市街地整備課副参事) 随時努力してございますので、完成に向けて進めてございます。

(秋谷) 説明の中で事業の実施に伴って地権者の方のご理解が得られなくて、それで不用額となったものが幾つかあるわけですがけれども、現状その方々は今年度はちゃんとご理解いただいて予定どおり進められそうですか。

(市街地整備課副参事) 25年度中にその方につきましてはご了解いただ

きましたので、既に26年度で工事は発注してございます。

（秋谷）先ほど完成目標年度であるとか、進捗率というお話があったのですけれども、実は前にも質問をしたことがあるのですけれども、やはり土地の値段のお話。当初計画のころに比べたら、2年前か3年ぐらい前のときは、今このアベノミクスの状態でなかったから土地の値段が下がっていて、市の事業としては相当泣いていますね、計画の当時に比べたらという話をしたのですけれども、最近の傾向はどうなのでしょう。地価であるとか、あるいは関心といたらいのかな、あの地域に対する。そういったものを何か感じるようなところがありますか。今後どんどん、どんどん分譲していかなければならないわけだけでも、普通の道理で考えると、前々からの質問の中にもあるけれども、人口は減ってくるわけです。そうすると、需要はなくなりますよね。今地価が上がっているところというのは、都心と、あとは本当の繁華街といたらいのかな、例えば大宮駅周辺であるとか、そういったところの地価というのは人気があって投機的な物件になりやすいので、地価は上がっているのですけれども、この決算時点で例えばそういったような影響が出ているのか出ていないのか。翌年度以降、展望ですよね。いろんな造成地を売るためのアプローチというのは従前からやっていたいで、チャンネルというのはいっぱいお持ちになったとは思っているのですけれども、何かお話ししてもらえものがあればお願いします。

（市街地整備課副参事）お答えします。

まず、保留地の価格でございますが、実は先日北新宿地内におきましても保留地を販売してございます。その中で当然売る前に評価委員さんの意見を聞きまして、土地価格を決めてございます。この価格の決定につきましては、付近の土地価格を見ますと、若干安目の単価ではあるのですが、売りやすい単価で、一番高いところでは7万4,500円というのが出てございます。付近の状況を見ますと、最近不動産会社の看板を出してございますが、そちらを見ますと、8万超えの不動産もありますし、地権者の中にはうちは坪30万で売ったよと、そういう方もいらっしゃる状況になってございます。

それで、今後の見通しでございますけれども、実は消費税の関係で駆け込み需要が25年度中にあったということで、今土地の動きはほとんどない状況になっているということで私自身も感じておりますし、不動産会社のほうからもそういった情報を得てございます。あと、今後消費税が10%に上がるという状況もありますので、もしかするとその10%上がる前に駆け込み購入という可能性はあるのかなという、その辺の見込みをうちのほうとしてはしている状況でございます。そんな形でもよろしいでしょうか。

（秋谷）政府の政策の影響というのは、やっぱり安い買い物ではないから、多大に受ける部分は当然あると思うのです。今のお話だと、周辺よりか多少安くして出している。いいところ半分、悪いところ半分だから、値段を合わせたほうがいいのか、安いほうがいいのかというのは一概には言えないと思うのです。例えば事業を早期完了するためには早く処分をするためにある程度泣く部分があっても、それはそれでやむを得ないという部分もあるのだけれども、ただ一方では泣く部分はどんどん、どんどん少なくしてもらわないと困るという部分、当然税金投入していますから。部分もあるので、そういったところは、先ほど土地の評価をする人の単価でというお話はあったのだけれども、この実施主体となるほうとしてはどうなのでしょう。早く終わらせるのはもちろんなのだけれども、穴埋めを少しでもする方向で考えていくのか。それは、もう全てその評価委員さんの値段でやむを得ないのか、何かお考えであるのでしょうか。先ほどは、評価委員さんの金額の値段で出たという話あったよね。

（市街地整備課長）基本的に保留地の売却単価でございますけれども、鑑定士さんに鑑定評価をとって、それで単価が出た時点でそれを評価委員さんにおかけをして評価委員さんの合意を得て、それから審議委員さんにどこの画地平米当たり幾らですという形でやっておりますので、安くしているようなことは基本的には、北新宿も広田もそうですけれども、現在のところはないと思っております。

（秋谷）評価をする方は、不動産鑑定士さんではないのですか。評価す



る方は、こういった方なのですか、評価委員さんって。

（市街地整備課長）北新宿さんの事務所の評価委員さんでいますと、りそな銀行さんの吹上支店長さん、それと第三者の鑑定士さん。

（秋谷）鑑定士さんって不動産鑑定士。

（市街地整備課長）はい、不動産鑑定士さん。それと鴻巣市の資産税課長が特命という形で3名任命させていただいています。

（秋谷）そういった意味では、埼玉りそなさんの現状の住宅の相場観と市の資産税課長さんの認識と、あとは不動産鑑定士さんのご認識ということで決定はされるのでしようけれども、事1つだけ言うと、不動産鑑定士さんどこのどなたをお願いしているのかわからないのですけれども、私ちょっといろいろ知り合いの話に聞くと、3人見てもらうと3人違うというのです、極端なこと言うと。よく都心で競売物件とかのビルを買うとか、そういったので有名な鑑定する会社に聞くと、みんながみんな実は違うのだと。この鑑定評価する値段というのは、ばらつきがあってしかるべき。先ほどのお答えの中で、周辺では多少いい値段で出たという話を聞くと、なおのことどうなのだろうというふうに思うのです。問題は、周辺で例えば坪30万で売ったとかいう話を聞くと、7万4,500円では二十何万でしたから、ちょっと差がでかいではないですか。それだけでもその値段で売れば穴が埋められるから。

（市街地整備課長）それぞれの鑑定士さんによって、基本的な見解は同じだと思うのですけれども、事例として報告が上がる単価が違うということですが、基本的には近隣の売買単価というものも当然考慮した中で単価設定されると思います。それと、近傍の形状と区画整理地内の標準値といいますか、そこの部分の鑑定をお願いするときの形状等もありますので、近傍を例えば1としたときに区画整理の中の基準値を、形状ですとか、いろんな環境も踏まえて、その中でポイントが0.98ですとか、いろいろなそういう計数等の考え方もございますので、一概に委員おっしゃるとおり、高いときもあるかもしれませんが、実在として。ただ、近傍と全く同じ単価でないというのはご承知の上なのですが、そういう中で私ども専門家でないので、鑑定士さんを信頼して、その単価の決定に

において評価委員さんに評価をいただくというシステムですので、現状のところ、そこまでの回答しかできませんです。

(秋谷) そうしましたら、北側生涯学習施設をこのたび市で用地確保しましたね。その当時どういったお話の中で出た話かちょっと記憶があれなのですけれども、そういった行政施設があると周辺評価は幾分よくなる、あるいは印象がよくなるというようなお話をちょっと小耳にしたことがあります。この北側生涯学習施設をそこに設けることによって、評価に影響はないのですか。将来的なことも話してもらって結構です。

(市街地整備課副参事) 今回北側の生涯学習施設の土地については、土地評価については変わりございません。ただ、その生涯施設ができることによりまして、付近の土地の評価は上がってくると思います。そういった評価をしてございます。

また、評価については、例えば自分の敷地の南に道路がついている、また北しか道路がない、そういったもので鑑定の評価は変わってまいりますので、一概にこの値段が幾らというのは言えない状況になってございます。

(秋谷) そうすると、今のお話だと、北側生涯学習施設がだんだん、だんだん姿をあらわすことによって、より明るい展望というか、評価的に少しでも穴が埋まるような、……とかもあるのだけれども、では期待をしていいというふうにとってよろしいですか。進捗率も含めて。

(市街地整備課副参事) はい、そのとおりでございます。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第89号 平成25年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

先ほど87号で答弁漏れがあったので、これから下水道課長のほうから追加答弁をさせますので。

(下水道課長) 先ほどの阿部委員さんのマンホールの関係でございますが、私先ほど3件で合計98万2,250円と申しました。その内訳で1カ所が15万2,000円、これにつきましては笠原地内の県道拡幅工事に伴うマンホールふたの取りかえということでございます。今現在、笠原十字路のところで拡幅工事、県道でやっていると思うのですが、その関係の工事でございます。それから、もう一カ所、21万6,000円につきましては、これは郷地地内の舗装復旧のため、やはりこちら県道部分でございます。それから、61万4,250円につきましては、こちらもやはり笠原地内の県道の拡幅に伴う工事でございます、こちらマンホールが3カ所の合計となっております。

先ほどの鉄ふたの単価はということでございますが、こちらは1基当たり5万1,000円という数字でございます。したがって、1カ所当たり15万から20万ぐらいにかかっているのですが、こちらはやはり県道ということで舗装の厚みも結構ございますので、費用がかかったものと思います。

以上です。

(阿部) ちなみに、業者はどこ業者がやるのか。

(下水道課長) 郷地地内につきましては梶山工業です。それと、もう一カ所が大島工業ですか、それからもう一つが株式会社I S I・ビルドの3社でございます。

(阿部) では、マンホールのふたを交換しただけではないのだ。15万幾

らというのもマンホールのふたを交換しただけだと思っただけけれども、それで間違いないのか。

(下水道課長) ふたを交換するには、現状は舗装道路になっていますので、その舗装を一旦切って、それでマンホールの前の舗装を剥いでふた自体を交換して、さらに仮復旧ということで舗装もまた現状のように戻すと、そういった作業を全て含んでおりますので、ふただけの単価ではございません。

(阿部) ということは、鍋とふたの関係でいったら鍋の本体側も交換して、だって舗装を剥がしてどうのこうのということをするのは、その本体側も交換しない限りは舗装を剥がすことはないでしょう。ふただけぽこっと載せればいいのだから。

(下水道課長) ちょっと説明がわかりづらくて申しわけございませんでした。要するに県道の拡幅等、あるいは舗装等に伴って高さが若干変わってくるわけなのです。現状の高さよりも若干変わってきます。そのために一旦外して、中に調整リングとか、そういったものを、役物を入れて高さを調整すると、そういった費用を含めた総額となっております。

(阿部) 六十何万というのがあるけれども、これはやっぱり同じような作業をして六十何万なわけ。

(下水道課長) マンホールの箇所が3カ所のトータルです。1カ所ではなく、同じようなやり方をしたものが3カ所ございますので、そのトータルが67万。ですから、1カ所にしますと20万ぐらいな数字になってくるのですけれども。

(阿部) それ先言わねば。

(下水道課長) 申しわけございません。

(阿部) マンホール5カ所なのだね。

(下水道課長) 箇所数は5カ所です。

(阿部) そうだろう。

(下水道課長) はい。私説明の中では3件と申しましたが、その3カ所分がまとめて1件というふうな解釈でおりました。

(阿部) それ言わないからだめなのだ。

(下水道課長) 申しわけございません。

(委員長) だから、結論言うと、3件の5カ所ですと。

(下水道課長) そうです。

(橋本) 県道なので、県の負担というのはないのですか。全部それはこちらでやるということなののでしょうか。

(下水道課長) こちらにつきましては、あくまでも私ども県道に道路占用をいただいているという形で、県のほうから指示等があります。

(委員長) よろしいですね。

(下水道課長) もう一点、先ほどの副委員長さんのほうの御指摘の中の不納欠損の今在住かどうかというご質問でございましたが、対象者4人でございますが、そのうち1人につきましては既に県外のほうへ転出しているというふうな状況で、残りの3件の方につきましては現在も居住しているというふうな状況でございます。

以上です。

(橋本) その方は、今はお支払いをいただいているということなのですか。

(下水道課長) 残りの今3名の方については、現在は残りの3件のうち2件の方については滞りなくお支払いいただいているというふうに聞いています。もう一件につきましては、若干おくれがちなのですが、その都度古いものから入れてもらっているというふうな状況です。

以上です。

(都市計画課長) 先ほど阿部委員さんのほうからご質問ありました件ですけれども……

(委員長) 件名ちょっと言ってください

(都市計画課長) 都市公園13公園の指定管理料、各年度の推移でございますけれども、平成20年度から実施しておりまして、平成20年度が8,050万円、平成21年度が8,349万円、22年度も同額となっております。平成23年度が7,758万円、24、25は同額となっております。

(委員長) 都市計画課長、もう一回最初から言ってください。件名とこういう内容で、追加の説明はこうですという形で。

(都市計画課長) 阿部委員さんのほうから請求というか、ご指示ありました指定管理の都市公園13公園の管理費の…

(委員長) 一般会計ですね。

(都市計画課長) はい、一般会計です。推移…

(指定管理料の声あり)

(都市計画課長) 指定管理料。その金額につきましては、平成20年度につきましては8,050万円、平成21年度、22年度につきましては8,349万円、23、24、25年度につきましては7,758万円となっております。

(委員長) では、そんなところで午前中はこれにて休憩いたします。

(休憩 午前11時36分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 委員の皆さんいろいろ議題が沸いているようですけれども、一応1時になりましたので、午前中に引き続き再開したいと思います。初めに、議案第85号の一般会計の決算認定のところで都市計画課長より発言を求められておりますので、これをまず許します。

(都市計画課長) 申しわけありません。橋本委員の一般会計歳出についてのご質問の中の答弁について、1カ所だけちょっと訂正のほどお願いいたします。

227ページ、公園維持管理事業、13節の施設設備管理委託料でございますけれども、そのうち公園の除草は定期的に行っているのかというご質問に対して、公園が209カ所あり、天候等により実施時期がずれ込んでいるとお答えをいたしました。公園の数について公園総数226カ所から指定管理公園14公園、県の管理する緑地2カ所を除いた210カ所に訂正のほどお願いいたします。申しわけありませんでした。

(委員長) 議案等の修正については、委員長にご一任いただきたいと思います。

次に、議案第90号 平成25年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) 保留地売却なのですけれども、1件で224平米、921万6,800円ということなのですけれども、ここ数年の売却状況についてお聞きしたいのですけれども。

(市街地整備課長) 実績でいいますと、予算では毎年2画地の予算計上しております。平成24年度には2画地の売却、平成25年度は先ほど申しましたように1画地でございます。今年度につきましては、8月末現在で3画地の売却の契約が済んでおります。ちなみに、今年度3月末現在で保留地の処分率が55.2%でございます。今年度3画地売れたので、多少率は上がると思えますけれども、まだ半分近く残っているのが現状でございます。

(加藤) 今年度は3画地売却ということで、1平米当たりの単価というのはどれくらいなのでしょう。

(市街地整備課長) 以前4画地残っておりまして、昨年不動産鑑定をお願いいたしまして、その鑑定評価をもとに評価委員会を開催し、新たに8画地の保留地を生み出しました。合計12画地今公売をかけており、8月末で3画地売れたということで、単価については二、三年前に比べて平米当たり2,000円ぐらい下がっております。今回の売り出した単価は、標準的にいいますと平米4万1,000円でございます。

(加藤) 4万1,000円ということで、先ほどの北新宿ですか、あれが7万4,000円ぐらいでしたか、かなりの格差があるわけですけれども、今後人口減少化に伴いまして都市部へ集中するということで、ああいうちょっと駅から遠いというふうな状況にある中で、今後のそういった人口減少化に伴う保留地処分の対策と申しますか、それについてお聞きしたいと思えますけれども。

(市街地整備課長) 委員おっしゃるとおり、確かに保留地をなかなか売却できないのが実情でございます。その中で3月末現在でも73.7%の進捗率で、かなり区画道路も整備をされて使用収益の開始ということで、

もともとの権利者の方に土地をお返ししているのが実情の中で保留地が約50%残っているということで、保留地の宣伝については埼玉県都市整備課の県内全域の区画整理の保留地の公売案内というところでホームページに掲載をさせていただいております。また、かなりイベントの中で市街地整備課の職員も参加をさせていただいて公売に努めているのが実情です。今後につきましても保留地だけ残る可能性がありますので、ある程度1団体にまとめて、住宅メーカーですとかにも働きをかけながら、その保留地を売るというのも一つの手法かなと思って現在研究している段階です。

(加藤) 住宅メーカーというのは、一般の会社ということですか。

(市街地整備課長) 決定しているわけではないのですが、そういう考えも選択肢として今後、保留地だけ残るとなると、いろいろ最終的な精算もできませんので、ある程度まとまった土地に集約をして不動産メーカー等に売れるなら一つの手法かなという考えは持っております。

(秋谷) 429ページの修繕料のところ、台風の影響で調整池云々という説明だったと思う。もうちょっと詳しくお伺いしていいですか。

(市街地整備課長) アバンセのちょうど東側に2号調整池ということで、調整池能力は1万2,500立米、面積にして5,000平米の調整池をつくっておる段階のときに今年の台風26号で、外から流入してきて、調整池の全体の中に越流する堰があるので、その堰の施工の途中で台風26号の影響に遭いまして、その堰が傾いて一部崩壊した事故がありまして、その修繕としてかけた費用でございます。

(秋谷) そういう台風とかの影響となれば、業者というか、施工業者のほうにしてみたら不可抗力だから、こちらのほうでという考え方でいいのでしょうか。

(市街地整備課長) 委員おっしゃるとおり、工事施工中ということで、業者とも正直なところ、やりとりしました。業者も工事保険というのは当然入っております。しかしながら、交通事故にたまたま安全が不備であって事故が起きてしまったですとか、車の損傷ですとかある保険には対応できる工事施工業者さんほとんど入っているのですが、台風です



とか豪雪等のそういう自然的な災害の保険は工事の施工業者は入っていないということで、これは業者の不可抗力ではないという判断の中で別途修繕として対応させていただきました。

(秋谷) そうすると、今回の案件を教訓にして今後そういった土木関係の事業をお願いするときというのは、そういった保険に入る、入らないという条件というのも変ですけれども、というものを考える必要性というのではないものですか。

(市街地整備課長) なかなか私のほうで指導までできないと思うのですが、業者さんによっては全く保険入っていない業者さんもいると思います。それと今、先ほど言いましたように、交通的なものでちょっと損害なり、被害を与えた部分に対してはほとんどの業者さん入っていると思いますが、予期できぬこういう天候等による被害等においては、掛金の話もちょっと聞きました。あるかないかわからないということも踏まえてなのですが、掛金が相当はね上がるということで、業者さんは比較的敬遠なさっている保険の中身だと思えます。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結します。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第90号 平成25年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後1時21分)



(開議 午後1時22分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第92号 平成25年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) では、大枠からいきましょうか。まず、事業報告書の中にありましたけれども、業務状況の中で給水戸数がふえているというのは新築でまだ買い主がついていないお宅が戸数としてはカウントされているからふえていて、実際の給水人口のほうが前年度比で539人も減っているというのは、やっぱり人口減少のあらわれですね。念のために確認。

(水道課長) 世帯数がふえて人口が減少していると、この傾向は行政人口とまさに比例しております。要因としましては、核家族化が要因ではないかと一応考えているところでございます。

(秋谷) そうしますと、どこかの会計でお話をしたかもしれないですけども、やっぱり水道事業会計もそういう人口が減っていく中で、水はライフラインですから、それこそ絶やすわけにはいかないわけだから、何とかしてコストダウンをするなり、効率化なりというものを常に考えなければうまくいかないですよ。人件費的なことと言えば、料金收受に関しては委託をしたり、いろいろ工夫をされているところではありますけれども、今後どういった工夫が考えられるでしょうか。

(水道課長) まず、現状としましては、料金収入につきましては平成22年度を頂点にいたしまして、平成23年度に震災が起きたわけですが、それ以降は減少傾向が今年度も含めて継続しているわけでごさいます、まだ底を見ていないという現状でごさいます。ただ、費用の面で一方見ま

すと、石綿管の布設替えや設備の更新、そういったものの投資を進めておりますので、維持管理経費の面でその辺の費用が低減されておりますし、今後も見込まれるところではございます。そういった要因が1つ。それと、鴻巣市につきましてはもちろん定期的な点検、設備の点検等行いまして、予防保全に努めておりますので、そういったことで維持管理費用が長い目で見ればコストダウンが図れているのかなど。

それと、あとは更新。今回馬室の電動ポンプ更新しましたが、その際にも今まで5台あった配水ポンプを4台に減らすとか、ダウンサイズ、給水量に合った、過大な設備については減らしていくというようなことも、そういった効率化も図っております。また、これからできるとすれば、さらなる委託の拡大ということで給水サービス業務、こういったものもマッピングシステムの構築とあわせて行う、そのような経費節減の余地も残されております。現状にしても純利益が一定程度出ているという現状でございますので、当面はそういったものの状況を見ながら、そういった見ている状況というふうに考えていただければと思っております。以上です。

（秋谷）そしたら答弁の中で幾つか聞いていきますけれども、まず一番心配なのは、維持管理という面では給配水管が一番維持管理というのはかかるだろうと思うのです、市内津々浦々に給配水管が行っているわけだから。まず、石綿管の布設替えはあと何年で終わるのでしたか。25年度終了時点であと何%ぐらいでできるのか。

（水道課長）石綿管につきましては、まず平成17年の合併時が約62キロメートルという、これ統計上の数字なのですが、これに対しまして現在残延長が約9キロメートル、これ平成25年度末現在でございます。ということで、割合としましては約85%布設替えは完了しておるところでございまして、計画といたしましては平成18年度に水道事業基本計画というものをつくって、それに従って進めておるわけですが、当初の目標が平成27年度完了を目標にということでやっておりますが、おおむね平成27年度までには完了する見込みでございまして、中では北新宿の土地区画整理事業関連でその事業の進捗に合わせて行わなければならない

い路線やら、あとは荒川左岸道路の延伸に係るものについては要するに手戻りのないようにその事業とあわせてやるというような、そういった他の事業なり、政策なりとの関係で延びる、すぐにできないというもの、また国道横断、JR横断等含めますと、約3キロメートル程度のものはそういった理由で平成27年度末にはやはり残らざるを得ないだろうというふうに考えております。ただ、そういった特殊な部分を除きましては、平成27年度までには終わそうというふうに考えております。

以上です。

(秋谷)では、石綿セメント管の布設替えはずれにずれても、大まかには27に終わって、あとは特殊なものが28に引き継ぐかどうかぐらいということで、ではこの石綿セメント管以外の、要は17年の合併以降にやったものというのはまだ比較的新しい配水管というのは長寿命化しているから、いいと思うのですけれども、それ以外の要は給配水管というのは、耐用年数というのは基本的にどれくらいなものなのでしょう。

(水道課長)これは、地方公営企業施行規則に一応耐用年数というものがうたってございますが、管路につきましては一応40年というふうにうたっているわけですが、実際のところ、こういった今うちのほうが問題のある管種と考えておりますのが石綿セメント管、それと初期の鑄鉄管、これが内面処理が不十分だということで、鉄管そのものを配水管に使っていると。現在使われておりますのは内面粉体塗装といいまして、内面もコーティングされていると。それよりもちょっと古いやつですと、内面がモルタルでコーティングされていると。それより古いやつは、まさに鉄管そのものでございまして、そういったものについては電食、腐食、こういったものが問題でございしますので、やはり40年という法定の耐用期間というふうなのは、そういった40年という決まりはございますが、ほかの管種につきましては単純に40年過ぎたから、これは全くまずいと、使えないというふうには考えておりませんで、石綿セメント管とか、そういった初期の鑄鉄管については計画的に更新しなければならないというふうには考えておりますが、一律に40年たったらば使えないというふうには考えておりません。

(秋谷) そうすると、初期のコーティングされていない、内側の加工のされていない管というのは課のほうで把握されているのですか。もし把握されているのなら何年ぐらいに設置されて、何キロぐらいあるものなのでしょう。

(水道課長) 合併前の特に鴻巣市の配水管の管理率につきましては、余り細かい情報が入っておりませんので、何年に布設された管というふうなのは把握できていないのですけれども、ただ表示的には現在の鉄管であればDCIPとかの表示でございますが、FCDとかCIPとかという表示がされているものが初期の鋳鉄管だというふうに考えると、水道事業基本計画のときはFCDというのを表示されているものだけ拾ったようなのですが、これが約0.9キロ、900メートルというふうな表示になっているのですが、現状やはりマッピング等していく中で見ていきますと、やはりそれ以上、ほかにもその当時の鋳鉄管があるのではないかとというふうに思われるのですが、その正確な延長は、申しわけございませんが、把握できていません。

(ちょっと委員長、会議録署名委員、トイレ行きたい。5分間休んでくれればいから。すぐに行ってくるからの声あり)

(委員長) 5分間休憩します。

(休憩 午後1時59分)

---

(開議 午後2時05分)

(委員長) 会議を再開します。

(秋谷) では、先ほどの続きで今やってしまいましたけれども、改めてもう一回。そうすると、内部が鉄管になっている配水管の工事というのが、石綿セメント管が平成27年度に大まかに終了予定の後、28年度なり、29年度なりでそういった工事に着手するという事によろしいのですね。

(水道課長) そのように予定しております。

(秋谷) そうすると、その次の話ですけれども、その次は受水施設か、

受水というか、単純に言ったら井戸ですよ。井戸のお話で、先ほど管を5本から4本に……

(あれは排水ポンプの声あり)

(委員長) 全部言ってから答えて。

(秋谷) いやいや、そしたらそれは私の間違いだ。井戸のほうのポンプというものは、もう相当古いものもあると思うのですけれども、そのあたりの更新のタイミングというのは、どういうものなのでしょう。計画的に。

(水道課長) 揚水ポンプというふうに呼んでおりますけれども、井戸につきましても各浄水場複数、屈巢の浄水場は1本しかないのですけれども、これはメインが川里浄水場ですから、余り影響ないのですが、他の浄水場につきましても複数の井戸を持っておりますので、現状は井戸の揚水ポンプにつきましても支障が出た段階で修繕もしくは更新するという事で、使えるだけ使うというふうな形で運用しております。以上です。

(秋谷) 今水の話になってきたので、こちらでいう県水の今回はお話がなかったので、県水の状況を聞いてきますけれども、県水を買っていますよね。県水の買っている量と立方メートル当たりのたしか単価を前お話があったと思うのだけれども、そのあたりをちょっと教えていただきたいのですが。

(水道課長) 県水の受水単価につきましても、税込みでございますが、1立方メートル当たり64.869円でございます。単価については、手元21年度からの資料でございますが、当時から同じということで、県の説明ですと、当面料金改定の予定はないというふうに聞いてございます。

(秋谷) 県から買っている水が年間有収水量中の何%というお約束がたしかありましたね。

(水道課長) 県では、鴻巣市の県水の受水割合は70%というふうに考えてございます。ただ、現状はそこまでにはいっておりません。率については今ちょっと調べさせていただきますので、若干お時間をいただきたいと思います。

(秋谷) この質問は、ずっと人口が減っていくとか、有収水量が減っていくという中で、例えば効率を上げなければならないとか、コスト下げなければならないというお話の中で一番コストかかっているのはこれなのです、端的に言ってしまうと。鴻巣独自で、県水に頼らないで例えばやるとしたら、それ賄えるかどうかというのは、地盤沈下やら何やらが起きてしまう可能性もあるから、全部が全部とは言えないけれども、各県南のほうは欲しいでしょう、県水は。ただ、県北のほう、あるいは山間地のほうとか、そちらのほうはそんなに、はっきり言って買わされてしまっているような状況だから、減らせるものなら減らしたいのです。鴻巣が70%という一応取り決めはあるわけだけれども、去年だったかな、65とか60ぐらいになったときもあったのです。何とかこれを下げていただく方向で今後当たっていかないと、ある意味せつかく鴻巣でいろんな、先ほどの揚水ポンプの話にしてもそうだし、もっとそちらの効率をよくするためには、こちらの県水を受け入れる割合を減らしていかないとダメなのではないのかなと思うのですけれども。

(水道課長) まず、先ほどの県水の受水率の関係でございますが、平成22年度からちょっとございまして、平成22年度が65.94%、平成23年度が67.85%、平成24年度が66.34%、平成25年度が66.89%というふうなことになるっております。

次に、今のご質問の件に戻らせていただきますが、やはり給水量、お客様のお使いになられる水の量が減ることイコール県水の割合が高くなるということでございまして、実際は毎年というわけにはいかないのですが、平成24年度に、前年度からお願いしているわけなのですけれども、やはり震災以降料金収入が落ち込んできているということで経営を圧迫し始めているということで県のほうに直談判に参りまして、せめて要するに収入が減った分の県水割合、県水が約7割であれば70%に相当する県水量を減らさせてくれということで交渉いたしまして、実際に県のほうでもやむなしのんでいただきまして、減らして、去年は同じ量だったわけなのですけれども、毎年というわけにはいきませんので、県としましても県は県で経営があるわけで、県営水道ができたきっかけというのが県南

地域の地盤沈下ということで、地下水の取水を抑えてなるべく表流水を使おうということで県の政策として立ち上げたものでございまして、やはり県は県で経営計画なりというのが当然あるわけございまして、これだけの受水団体にこれだけの量を買っていただいて、これだけの収益があるから経営が成り立つよというふうな、立場を変えればそういうことだということでございますので、一概に鴻巣市のほうが収入が減ったから県水ばんばん減らしてくれという話にはなかなかいかないのが現状でございますが、ただ震災以降の落ち込みが甚だ激しかったものですから、平成24年度については24年度の段階で減らして現在に至っているわけでございます。これが余りまたさらに減少が続く傾向があるのであれば、またその段階で県と交渉はする考えではおります。

以上です。

(秋谷) 県は県の言い分があって、市は市の言い分があるのはもちろんなのだけれども、周辺市の水道、当然県水受水しているエリア、熊谷でも行田でも、それこそ北本でもあると思うのですけれども、どこもこの周辺似たり寄ったりだろうと思うのです。ある意味県水がちょっと多いのではないのかなと思うのです。県できっとマップをつくって水を持ってくる中で、このあたりは何とか7割買ってくれとか、このあたりは8割、このあたりは9割というような多分そろばん勘定して計画つくっているのでしょうかけれども、そういったの見直しをしてもらわないと、いつまでたっても何かあったときだけ頼むというのではダメなのではないのでしょうか。そういう情報ないですか。

(水道課長) これは、私どものほうで独自に調べた資料でございますが、これは平成24年度の地方公営企業決算概況から抽出してありますので、参考になるかどうかということなのですが、県平均ですと、埼玉県全ての団体の平均受水率が77.7%でございまして、このときの鴻巣市の受水率が66.3%ということで、鴻巣市の受水率が特に高いわけではないですが……

(何事か声あり)

(水道課長) ただ、県のほうとしても今後ほかの末端の事業者と同じよ



うに設備も古くなれば、やはり投資もふえてくると。あとは、今、2年前に問題になりましたか、県営水道の汚染事故の問題等ありまして、高度浄水処理への移行というような課題もございますので、県とすると現状の収益は確保したいということで、では他の事業者の受水率の傾向とか県に聞いても教えてもらえませんが、あそこが減らすのを認めたよということになれば、なし崩しになりますので。

以上でございます。

(委員長) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午後2時18分)



(開議 午後2時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) では、大卒の話をやったら大変なので、細かなところで。28ページの業務費のところですけども、コンビニの収納手数料で466万665円、この手数料のところの説明がコンビニしかちょっと耳に入らなかったんですけども、ほかに何かあるのですか。

(水道課長) コンビニ収納手数料と、あとは金融機関とゆうちょ銀行の口座振替手数料でございます。

(秋谷) コンビニと普通の銀行等の金融機関とゆうちょの要は引き落としの手数料というのは差があるのですか、ないのですか。

(水道課長) 口座振替の手数料につきましては、1件10円でございます。

(秋谷) コンビニの。

(水道課長) いえ、金融機関の口座振替が1件10円で、コンビニエンスストアは、細かい数字は申しわけないですけども、約50円でございます。

以上です。

(秋谷) ゆうちょも10円。

(水道課長) ゆうちょも10円でございます。

(秋谷) その中でコンビニの占めている割合というのはどの程度あるものなのでしょう。そんなに多くはないのかなという気がするのですけれど

ども。金額。

（水道課長）まず、一番納付方法で多いのが、平成25年度の実績でございますが、口座振替が81.9%、次がコンビニでございます、14.5%、次に窓口収納でございます。市役所の窓口、また金融機関の窓口で納付書払いというものが3.6%でございます、ちなみにコンビニ収納は平成21年に開始してから現在まで率は伸び続けております。以上です。

（秋谷）端的に言ったら、みんな銀行でやってくればコンビニ収納やってもらっている14.5%のうちの40円分が市側としては助かるわけですよ。市民のというか、利用者の方の利便性で始めたコンビニではありませんけれども、何とか口座引き落としにしてくれというような試みをやれば、もっとこの手数料が落ちていいのではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょう。無理なのでしょう。

（水道課長）これにつきましては、コンビニ収納に取り組む時点でももちろんそういったことはわかっていたわけですが、やはり市民要望、それとこちらといたしましても未納者対策。未納者の言いわけとして、仕事しているから、そんな銀行行っている暇ないよとか、そういう金融機関はありませんよと、近くに。というようなこともなくなりまして、遠方に転出なされた方の精算だとか、そういったものもできますし、なので、ただ委員おっしゃるとおり、手数料にこれだけの開きがございますので、水道事業とすると口座振替のお客様がふえていただきたいということで、これにつきましては水道の中止が出た場合は、あとは新規の住宅、こちら検査行ったときにポストに口座振替引き落としの申し込み用紙を投函してまいります。便利な口座振替をぜひお願いいたしますという文書を添えて封書で置いてきてございますので、それが一応水道課事業で行っている口座振替の振興対策ということで、そのような取り組みをさせていただきます。以上です。

（加藤）コンビニ収納の方の場合、自分は引き落としだから、わからないのですけれども、料金収受にはメーター見る方がまず行きますよね。

それで、数量どれどれ、どれどれとメーターで出ていたら、引き落としの場合はすぐそこでプリントされて、では引き落とし日何日でこれですといくわけではないですか。コンビニの場合というのは、その料金収集員でやっぱりすぐ出せるものなのですか、それとも一度持ち帰って郵送なりなんなりで、封書なりなんなり送って、それでその中身を持ってきてやっているものですか。ちょっとそのコンビニ収納のこちら側の疑問を。

（水道課長） 検針表のことかというふうに理解したのですけれども、委員おっしゃるように、口座振替のお客様には前回の領収と次回の振替日というものが記載された検針表が出るわけですが、コンビニ収納につきましては、領収書につきましては一応コンビニエンスストアのほうで領収ということと領収書控えをお持ちであるということですので、もちろんその領収の表示はございませんで、打ち出さないと。そういうシステムができていますので。ただ、振替日という表現ではなくて、納期限という表現で日付は入れてございます。

（秋谷） 何が言いたかったかというのと、結局使用者の方に口座引き落としにしてもらうチャンスというものがそのとき以外にないわけではないですか。常日ごろ口座引き落としになっている人はいいけれども、この人はコンビニだとわかるわけですよ、メーターを見に行く方が行けば。そういったときに一緒に何か口座引き落としにご協力くださいみたいな、そういったものが一緒にもしできるものならば、やっぱり何かのきっかけで、ああ、ではもう面倒くさいから口座引き落としにしてしまおうかなと思うときはあると思うのです。例えば私の例でいくと、実は固定電話あるではないですか。あれ実はコンビニ払いしてしまっているのです。引き落としでもなく、カード払いでもなく、ちょっとコンビニ行きたくてわざとそうしているのですけれども、そこのコンビニに。でも、やっぱり引き落としのほうが便利かなと思うことはあるのです。きっかけがないだけ。あとは、おつき合い的なものもあるのだけれども、中にはそういう感じで何かのきっかけでコンビニ払いの人が口座になるときというのはあるやもしれないので、毎回毎回アプローチする必要は

ないにしても、年に1回ぐらいコンビニ収納やっている方に口座引き落としに変えてみませんかというような声がかかってもいいのではないのかなと思うのですが、無理でしょうか、委託で頼んでしまっているから。

（水道課長）現在は、そういったわかりやすい働きかけはしていないのですが、検針表の裏面とかに一応口座振替の制度がありますよと、方法がありますよということで、必要であれば電話一本いただければ、うちのほうから郵送で、こちらが郵送料払ってお客さんのお手元に届けるような形でやらせていただいているのですが、検討させていただきたいと思います。

（阿部）10ページの重要契約の用紙というのがあるのですが、これを一覧見て、契約年月日が同じ業者で重なっている場合、これは工期が重なっているとみなしていいのか。

（水道課長）お答えします。

平成25年9月10日の、これでいきますと羽鳥工業と11月19日の小川商店、その辺のことでよろしいですね。

（阿部）はい。

（水道課長）これは、全て1,000万以上の契約ですから、一般競争入札だと思われまして、ですから同じ日の契約ですから、同じ日の要するに一般競争入札の落札者たまたまその2本とったというふうにご理解いただきたいと思います。

（阿部）心配なのだけれども、もしも工期が重なっているとしたら、要するに現場2つ抱えるわけで、その業者はしっかりとした資格を持った監督さんが2人以上いなければ工事遂行できないわけで、その辺についてはしっかりと担当課は目を光らせてやっているのかどうか。たしかこのうち社員も従業員もそんなにいないのだけれどもななんていう話も伺ったことあるので、どちらとも言いませんけれども。そんな中で工期がラップした場合、実際にその工事が監督をしっかりとつけて円滑になされているのかどうか私はぜひ聞いてみようと思って、今心配だから聞いてみた。

（水道課長）まず、工事の入札の関係でございしますが、これにつきまし

ては入札を行うに当たりまして入札公告ということで条件を付して応札をしていただいで、その中から業者を選定して、一応契約検査課のほうでやっていただいでいるわけですがけれども、原課としましては落札した以上は当然やってもらうものだというふうに思っておりますし、原課のほうで例えば入札では落札したけれども、この業者だめだというふうにはこっちではいきませんので、落札した業者にきちんとやっていただくように監督員が指導するというふうな方法で工事を遂行しております。

（阿部）では、その辺のことについては一切担当課は目を光らせることなく落札業者にお任せして、それで工事を行ってもらうという考えでいるのかなというふうにもとれるのだけれども、というのは現場に当然原課の職員も行って立ち会ったりするわけだよね。その際に、工期が重なったとしたら監督は1人ずつ別の監督を置かなければいけないわけだ。それがしっかりとなされているのかどうかというのは、これは原課の人間でないとわからないから、一々契約担当が行って見るわけではないから、だから原課が行って見るわけなのだから、現場監督がその現場に1人しっかりした人がついていて。この人は兼務できないから、かけ持ちはできないことになっているはずだから、もしかけ持ちなんかしていれば、あれ、おかしいのではないのというふうに目を光らせるのは原課だと思うのだ。その点は大丈夫なのか。

（水道課長）工事の施工業者につきましては、まず現場代理人を、この金額でいきますと、平成25年度の工事につきましては現場代理人はそれぞれ常駐です。ただ、主任技術者につきましては2,500万円以上の工事は専任、2,500万円以下の工事の場合は兼務も認められておるわけですがけれども、当然受注業者の管理につきましては水道課の担当の監督員が適切に指導しなければならないと、委員おっしゃるとおりでございます、当然そのように考えて業務を行ってはおります。

（阿部）では、今のところ一切問題はないというふうに捉えていいわけですね。

（水道課長）もちろん現場ですから、細かいいろいろなやはり現場、現場でトラブルとか生じた場合は、現場の業者と監督員で調整をしながら

請負業務を完成させて、検査を受検して、平成25年度の業務につきましても一応全て検査については合格をさせていただいているところですが、個々全く問題のない現場というのはなかなか少ないものがございますので、監督員の指導が必要なレベルというのは、やはり業者によっては差はございます、確かに。ただ、その辺はやはり監督員が適切に管理しなければならないというふうに考えております。

以上です。

（阿部）だから、私が聞いているのは業者が送り込んだ要するに責任者がちゃんとついて、それでもって工事は滞りなく遂行されているのかどうか。現場行ったけれども、いないやとか、それがたび重なってくると、トイレ行っていなくなることもあるだろうけれども、長時間いなかったり、それは本来許されないわけで、そういうことが今までなかったというふうに受け取っていいのかなと伺っているわけで、そんな中でもたしかあそこのうちはそんなに人間がいはいないはずなのだけれどもなとかという話も聞いてしまうと甚だ心配になる。確かに外注使ったりなんかすることもあるだろうけれども、でも下請を使ったりすることもあるだろうけれども、全部が全部、例えば羽鳥さんの場合だって9月の10日に2,100万相当、また1,200万、合計で3,300万円の仕事を2カ所で請け負っているわけだ。これが本当に現場監督というか、現場の責任者をしっかり置いてやっておられるのか。小川さんにしても11月19日、その前には10月23日というのがあるのだ。そうすると、この10月23日の工事も1,000万以上、11月19日は2,600万、11月19日、同日でもって1,100万、これトータルすると4,700万、わずかな時間の開きしかない中で3カ所、これ恐らくラップする期間があると思う。3カ所本当に言われたとおりの工事が行われているのかどうか。

（建設部副部長）今水道課長とラップするところありますが、まず入札の話にいきますと、この案件1,000万以上、一般競争入札でございまして、その資格要件の中に基本的な考え方を、地区要件としては市内の業者をまず優先的に選ぶわけです。条件的には、市内本店という形で選ばせていただいています、特殊なもの以外については。その中で金額に応じて、

ランキングがあるのですが、Aランク、Bランク、Cランクとあるのですが、そのランキングで金額を見て何ランクに入れるかと。あと、技術者については技術者の条件とといいますか、例えば水道工事経験者をつけなさいと、現場代理人は。そういう条件をつけているのです。それらの条件をもとに業者は応札してくるわけですが、自分のところの会社で例えば技術者が1人しかいないということになれば、次のはもちろん応札できないわけですが、基本的には金額的にも現場常駐でございますので、必ず2人いないとだめです。主任技術者については、先ほど課長言いましたが、2,500万未満については兼務が認められているということですので、主任技術者については、金額からすると、かけ持ちもいいのですが、現場代理人は常駐ということですので、このときは常駐という形になっていきますので、あと現場につける技術者も現場代理人の方はこういう条件の人でないとだめですよと。例えば水道工事を経験した人でないとだめですよという条件つけているのです。あと、物によっては、大きさによっては会社はこういうものの実績がないとだめですよとつける場合もあります、大きさによって。そういう中で業者が現場代理人を選考してきて書類を出してくるわけですが、それに基づいて2本あれば2本出てきたときには、もちろん違ったものが出てこなければいけないですし、その実績を上げていくわけですが、どういふのやっていますと。経験ありますよと。それらに基づいて書類審査があるわけですが、その書類審査通りますと応札してオーケーになるわけですが、落札になるわけですがけれども、そういった書類審査を経て、最終的には落札という形で契約者が決まるわけですか、現場のほうとしてはそれで決まった段階で今度は現場代理人通知出てきますので、そのときに経歴なんかもわかるわけですが。言ったとおりのものがちゃんと経験があるのかないのかというのが出てきて、いざ現場入ったときにはもちろん市のほうの監督者もいますから、現場は毎日ずっといるわけではないですけども、定期的に現場の状況把握して現場の指示をしたりしていますので、そのときには必ず現場内にはいると思います。水道に限らず、土木工事についてもそのような同じところでラップ、1,000万以上だと指名ではないですから、市内業者本

店でいきますと、技術者がいればとってきますので、土木業者もそうなのですが、2本とったり、3本という、会社にそれなりの技術者がいればとるということもあり得るのですが、阿部委員さん言われるように、現場のほうはもちろん市の監督員が見て、それらの現場でまず工事に入る前に事前打ち合わせをして、詳細をしてどういうふうに、市の求めているのはこういうのですよと全部説明した上で、あと現場はしっかりやっているかどうか、安全管理も含めてやっているかどうかというのは現場行ったときに見てきますから、留守にしていけないということはないというふうに考えています。

(阿部) では、契約どおりやっていると……

(建設部副部長) やっているということによろしいと思います。

(阿部) では、わかりました。

(委員長) ほかに質疑は。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第92号 平成25年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第93号 平成25年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。



(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) 建設費、改良事業費見ますと、上谷地区と北新宿というふうに出ておりますけれども、事業認可というのは今現在上谷、北新宿は受けておるわけですが、今後市街化区域において拡大状況といいますか、残りの市街化区域たくさん面積あると思いますけれども、どれくらいで予定されているものかちょっとお伺いしたいのですけれども。

(下水道課長) 現在平成25年度末の整備率でまいりますと、市街化区域面積に対する整備面積の割合でございますが、92.3%となっております。残りの地域につきまして、鋭意進めてまいるところでございます。事業認可につきましては、今現在平成28年3月までの認可は期限となっておりますが、市街化区域全体を網羅しているわけではございません。今年度につきましては、市街化編入になった原馬室地区を変更いたしまして、事業認可区域となりました。全ての地域をこの市街化区域に進める予定、現在の予定では平成37年度末ぐらいを予定しております。

以上です。

(加藤) 92.3%ということで、残り7.7%ですか、面積的にはほとんど市街化区域に網羅しているのですけれども、今年度が原馬室ですか、原馬室さつき設計費というのが出ていましたよね。何ページだったか忘れましたがけれども、何百万という額。これが原馬室ということですか……いいです。

(ページ数言えばの声あり)

(加藤) では、今の取り消します。

(26だからの声あり)

(加藤) これ27か。今年度原馬室が事業認可になるということですか。そうすると、設計というのはその前年にやるということ。今26年度で設計して、それで事業認可ということですか。

(下水道課長) 事業認可は、都市計画法及び下水道法に基づく行為でございますが、工事を行いたいということに対しましての認可でございます。

す。その認可を受けた後に実施の設計あるいは測量等に入ってもらいますので、先ほど原馬室地内は事業認可区域になりましたということで今後進めていく地域になります。

以上です。

（加藤）認可区域になったのは、いつですか。

（下水道課長）26年度です。

（加藤）まずは、事業認可を受けると、その後どれくらいの期間で整備されるのでしょうか。区域にもよるとは思いますけれども。

（下水道課長）面積、それから事業規模にもかなり影響がございます。今現時点で何年度整備するかというのは、具体的にってはございません。特に残りの3地域は、まだ事業認可も取得しておりませんので、今後検討しながら入れていくというふうな形になろうかと思えます。

（加藤）先ほど市街化区域37年度に終了するというふうに言われましたですね。もう26年度ですから、この原馬室が事業認可として、それから設計やって事業を竣工してはいますが、それと同時並行で他の地区もやるということよろしいのでしょうか。終わってからやるというのではなくて、同時並行という形で。

（下水道課長）やはり面整備工事、多くの予算が必要となります。したがって、並行的な工事規模になるのかなというふうには思っております。

（秋谷）今の加藤委員さんの質問のところちょっと考え方を聞いておきたいのですが、該当地域の方々は当然このたび暫定逆線引きが解除されて市街化に編入されて、都市計画税ですか、お支払いするようになって、どんどん、どんどん整備してほしいという話はあると思うのですが、何年か前どんどん、どんどん下水道の面整備を上げていくのと、そうではなくて合併浄化槽をどんどん、どんどん普及していくという考え方があったのです。我が市としてそういう方針というものは、今のお話を聞く限りでは、事業認可区域をどんどん、どんどん広げて、新しく市街化されたところもその面整備を進めていくようなお考えのような答えですが、そういう方針で100%よろしいのですね。そ

こは確認。

（下水道課長）今秋谷委員さんの言われているとおり、下水の処理につきましては公共下水道、それから農業集落排水、そして合併処理浄化槽を組み入れた形で考えていこうというふうな考え方が県内等に起きているようでございます。本市といたしましても公共下水道を鋭意進めてまいりました。そういった中でやはり今おっしゃられたような考え方を十二分に検討していきたいというふうには思っています。

（秋谷）そうすると、先ほど平成37年度までといったお話はまだまだ流動というか、いろいろ変わるおそれもあるとか、可能性があるというふうな認識を持っていていいのですね。

（下水道課長）そのとおりでございます。

（秋谷）あとちょっと何点か細かい点を聞かせていただきますが、不明水の処理のお話があったかと思うのですが、その不明水を発見しないと流域の下水道処理のほうにどうしても、言葉は悪いですが、無駄な費用がかかるようになってしまっているのではないですか。不明水の調査というのは、できないものなのではないでしょうか。流域のほうにその分お支払いしてしまっているのですものね。こちらで本来いただいている、1軒1軒が使っている下水道使用料で本来だったらおさまるはずなのに、不明水の部分については流れてしまっているわけですよ、単純に。そういう調査というのはできないものですか。

（下水道課長）技術的には可能かと思いますが、今本市においては全体的なそういった調査はまだ行っておりません。しかしながら、現場を検査とかございますので、そういったときに発見した場合には修繕というふうな形で修理をしているところもございます。

また、不明水なのですが、これは地下水だけではなくて、多いのは雨水のほうでございまして、大雨が降ると不明水の量が多くなるというふうな状況でございます。

（秋谷）そうすると、今のお話だと2つ論点が出てきて、1つは地下水等の場合は発見次第対処していると。もう一つは、ある意味雨水の流れ込みだから、やむを得ないというふうなお答えだったようにもとれるわ

けなのですけれども、ちなみに25年度この決算の中でそういった不明水に対処した案件というのは幾つかあったのでしょうか。まだ来たばかりで、確かに半年だから、あれかもしれませんが、25年度中の工事でそういったのに対応した案件はありました。

（下水道課長）25年度は、人孔修繕、汚水ます修繕、マンホールポンプ修繕ということで、実際の不明水の修繕等を行っていないということです。しかしながら、今年度につきましては実際にやっているところがございます。

（秋谷）では、雨水の話が出ましたので、雨水の話に行きたいと思うのですけれども、ここ何年間か西部第3排水区の雨水整備事業にさまざまな事業を工事として取り組んできたわけですから、25年度中にやった工事の内容を改めてお伺いしていいのでしょうか。

（何事か声あり）

（秋谷）であればちょっと質問をかえて、いいですよ、このままで。差し支えないから。

では、6ページの工事で、建設改良工事概況ってあるではないですか。その中の大間地内で西部第3排水区の行人排水機場の撤去工事を行って、それで調整池の築造工事を行ったわけですよ。そうすると、今年度がポンプをつけて、それで調整池はもうこれで終わっているのですよね。表面保護工とか一通りやっていますものね。そうすると、雨水の工事、逆川の水を引っ張ってくる工事はこれからなのですから、あのあたりの工事は一応一区切りつくということでもいいのですか。この第3排水区の部分の雨水の工事というのは。あのエリア。

（下水道課長）25年度までに国土交通省が行っているスーパー堤防の事業に合わせまして、その堤防上にポンプ場の設置、それからその手前に調整池の築造、あともろもろ旧行人樋管の撤去あるいは荒川までの堤外水路の設置等が完了しております。そして、その調整池へ導く管渠の整備を今年度から来年度の2カ年にかけて調整池から荒川左岸通線まで整備する予定です。さらに、荒川左岸線を北上、北へ向けてやはりその管渠の整備をしていく予定となっております。

(秋谷) それで、私前々から本当自分で電卓たたいて調べれば一番わかっていいなと思って実は調べていないのですけれども、西部第3排水区のエリアがあるではないですか。そこに時間雨量何ミリの雨が降って、それがどれだけあそこの大間の調整池に向かうのか、それを知りたいのです。ここに調整池の容量が2万8,300立米とありますけれども、例えばこれで耐えられるのか。例えば今あった26年度、27年度で今度町なかの水というか、逆川の水を今度バイパスで、ショートカットで持ってきてしまうわけなのだけれども、本当耐えられるのかどうか。例えばついこの間東京のほうで時間雨量100ミリ、一気にあそこに町なかの水から何からどかっと来るわけです。これで足りるのですか。つくってもらった調整池で。

(下水道課長) こちらの下水道事業計画上の降雨強度ですが、こちらにつきましては57ミリ毎時ということで計画されております。したがって、それ以上の雨が降ると計画量をオーバーするというふうな形でございます。

そして、調整池容量でございますが、容量の計算につきましては下水道計画上の容量、それから雨水流出増加行為による必要量、それから湛水区域での盛り土行為による必要量、それらの条件を加味した合計2万8,300立方メートルの調整容量となっております。これの排水区は、先ほどの西部第3排水区、176.5ヘクタールの排水を取り込むというふうな計画でございます。

(秋谷) 時間57ミリが仮に2時間あるいは3時間、あるいは台風であったら6時間とか7時間といった状況が続いたときに、例えば荒川に流せる水量って決まっていたよね。そういったものを考えると、何時間耐えられるというか、受けられるのでしょうか。荒川に流す量まで計算をして時間57ミリの降雨だったら、極論、向こうを閉めない限りは、荒川のほうが増水していない限りはまるで問題のないという認識でいいのでしょうか、これだけの調整池があれば。それでよろしいのですか。

(下水道課長) 荒川に流せる量でございますが、今まで行人樋管排水機場のときは約0.96トンでございました。新しい……

(単位、秒の声あり)

(下水道課長) 毎秒です。新しい排水機場、ポンプ場につきましては1.765立方メートル、毎秒となっており、約1.8倍が流せる量となっております。先ほど委員さんに言われた、では57ミリ以上降った場合、どうなのかということなのですが、やはり計画上は57ミリですので、それ以上の仮に降った場合には調整池のほうも多少影響が出るかなというふうには思いますが。

(秋谷) ただ、今ポンプの話が出ましたけれども、ポンプというのは基本的には自然流下ができない状況になった場合にポンプで流す量ですね。自然流下の量というのは、ちゃんとその1.765と言いましたっけ、それ以上の量になっているのです。それは、なっていないのですよね。その自然流下は、どれくらいあそこは秒当たり行くのでしょうか。お答えできるかしら。

(何事か声あり)

(秋谷) では、済みませんけれども、そのあたり後で今度よく教えていただければ。

(委員長) では、今の質問は撤回して……

(秋谷) 今の質問はなしにさせていただいて……

(委員長) では、後で報告してください。

(秋谷) 最後に1つ、では今度は全く別件の話で、下忍と鎌塚の汚水の中継ポンプ場の長寿命化を図ったお話がありましたけれども、何年ぐらい維持できそうです。というのは、それによって次またそのポンプ場の長寿命化というのは30年ぐらい延ばすのか20年延ばすのかわかりませんが、私。そこも含めて聞いているのですけれども、ただいずれはまた考えないといけない問題ですよ。そういった点をお伺いしたいのですけれども。

(下水道課長) 下忍ポンプ場につきましては、昭和56年4月に供用開始されまして、既に33年が経過しております。このポンプ場は、旧吹上町の吹上地域の中心市街地約252ヘクタールの汚水を揚水し、荒川左岸流域下水道へ導くための途中の中継ポンプ場となっております。今回の長寿

命化で少しでも延命措置をしようということ、それから一部耐震化も含めた改修工事を行っていきたいということでスタートいたしました。そこで、通常の建物なんかの、先ほどの水道課さんのほうの耐用年数のお話が出ましたが、建物なんかの耐用年数だと、公営企業法施行規則によりますと38年ぐらいでございます。そこまで長寿命化が図れるかどうかはちょっと疑問ではありますが、なるべくそのようなところまで持っていければいいのかなというふうには思っています。

（秋谷）それこそ日々の生活で大変重要なポンプ場なのだから、同時並行で対応は考えないといけないのではないのかなと思っています。長寿命化するのは結構だけれども、しっかりとしたものを今後つくるなりなんなりしなければ、今まで33年間の中で当然ポンプが急にとまってしまったとか、いろいろメンテナンスをやった事件というのはあるのではないかと思うのですけれども、そういうのわかります。わからない。

（下水道課長）細かい具体的な事例はちょっとわからないのですが、この間の東日本大震災のときにおいては、やはり電力がとまってしまったということで難儀したというふうなことは聞いております。

（秋谷）そのポンプ場を新設しなければならないのではないかなと思うのです、そう遠からず。この長寿命化をやることによって、それをおくらせることというのはできるのでしょうかけれども、いずれそういったものに取り組まないとだめなのではないのでしょうか。ある程度高さを上げないと、要は送り出せないということですね。そのためにやっているものだから、機械だから、いずれ寿命は来るので、そういう計画とかというのはないのですか、現段階では。長寿命化で一時しのいでおいて、とりあえず面整備を進めようという考え方なのではないでしょうか。

（下水道課長）今現在では、改築等の計画は持ってございません。

（阿部）26ページ、これの管渠費の中で材料費273万4,170円、さっき3件、5カ所とあったよね、マンホールの修理。さっき質問したとき。

（何事か声あり）

（阿部）そのときのマンホールのふたというのは原課で買って、それで支給したの。

(何事か声あり)

(阿部) これは別か。

(はいの声あり)

(阿部) 全く別。別なら別でいいよ。別として。

(下水道課長) こちら農集とは別でございます。

(阿部) では、マンホールのふただとかスペーサー、いわゆる調整リングなんかは、いつも買って在庫してあるのか。

(下水道課長) こちらにつきましては、その都度購入するというような形をとっています。

(阿部) その都度購入するというのは、結局受注生産でつくってもらっているということか。鴻巣という名前が載っているやつか。だとすれば、あれは受注なのだろうと思うのだけれども、それで間違いない。

(下水道課長) 受注になりますが、そんなに日数的にはかかるものではございませんので。その都度といいますのは、道路工事の際にやはり高さ調整とかございますので、そういった際に入れかえたりしているものでございます。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第93号 平成25年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)



(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決、認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時38分)